

平成30年第1回上峰町議会定例会会議録

平成30年3月2日（金曜日） 本会議5日
 会期 15日間 委員会4日
 平成30年3月16日（金曜日） 休会6日

平成30年3月2日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教育長職務代理者 時 津 昌 昭 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局主査 江 崎 智 恵

議事日程 平成30年3月2日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 教育長の教育方針
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第2号～議案第18号)
(議案第19号)
- 日程第6 議案審議
議案第8号 平成29年度上峰町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第9号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第10号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第11号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第12号 平成30年度上峰町一般会計予算
- 日程第11 議案第17号 動産の買入れについて
- 日程第12 議案第18号 動産の買入れについて
- 日程第13 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。本日は平成30年第1回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

先月2月5日、千代田町で自衛隊ヘリコプターの墜落事故がありました。この事故で亡くなられた方に御冥福をお祈り申し上げますとともに、事故に遭われました方のお見舞いを申し上げます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより平成30年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番碓勝征君及び5番漆原悦子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より3月16日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

平成30年第1回上峰町議会定例会の施政方針を述べます前に、さきの2月5日に起きた目達原駐屯地所属ヘリ墜落事故により住民や建物等への被害が生じたことは、まことに残念でなりません。また、2名の操縦士の方々のとうとい命が失われましたことにつきましては、心より御冥福をお祈りいたします。

町民の皆様方には、いろいろと御心配をおかけしておりますが、本町としましては、事故発生時より情報連絡室を役場内に開設し、九州防衛局陸上自衛隊西部方面総監部等からの情報収集に引き続き努めております。

また、2月10日に、防衛大臣が謝罪及び事故状況報告のために来庁されました際には、今回の事故原因の早期究明、再発防止、情報公開等を強く要望したところでございます。一日も早い安全の確立を期待するものです。

それでは、施政方針に入っていきます。

皆様おはようございます。町制施行30周年の記念すべき平成30年第1回上峰町議会定例会に御参集いただき感謝を申し上げます。本定例会町議会にて、平成29年度補正予算案及び平成30年度当初予算案を提案し、御審議いただくに当たり、今後の町政運営につきまして、新年度に臨む私の所信の一端と予算概要、主な施策の概要を申し上げます。

1 所信表明

幕末期、黒船の来航は幕府を慌てさせました。佐賀藩の家老、鍋島夏雲の日記には、幕府が佐賀藩に鉄製大砲200門を注文したことが記され急遽、海防態勢を整えようとした様子が

伺えます。

国難の時代に幕末佐賀藩を率いた10代藩主鍋島直正公は、まず財政再建に着手し“入りをふやして出を制する”だけでなく、多額の負債をリスケジュールして精算しました。さらに農家負担を減らし、生産性を高め、かつ教育予算は削らず、大幅に増額し、新しい時代を担うべき有為な人材育成を進め、幕末佐賀藩は雄藩へと駆け上ります。その直正公の藩政改革を支えて動いた吏僚の一人が納富鍋島家（上峰町）出身の家老鍋島市祐（夏雲）であります。彼は天保2年（1831）御側年寄に就任後、特別会計である懸硯方を財源とした軍事増強策などに深くかかわり、特に安政6年（1859）8月以降の藩政を主導した人物だと言われています。上梓した「鍋島夏雲日記」は幕末維新期の佐賀藩の原動力である直正公のリーダーシップと藩士たちの働きを刻銘に記録したものです。150年が経過した今、町制施行30周年とあわせて顕彰事業を興し、国難とも呼べる人口減少時代に向き合うヒントにしたいと考えています。

ことは戌年です。「戌」は次へ進むための新しいステップという意味があるそうです。考えてみると、昨年は新しい取り組みが姿をあらわした「三段跳」で言うところの「ホップ」の年であったと思います。鎮西山改修計画は基本構想の策定に取りかかり、椿の植樹を進め「上峰町つばきの森トレイル」を開催しました。アンテナショップ「猩々」もスタートし、上峰のお米やお酒やお肉を初めとする特産品が耳目を集めています。道の駅構想も計画づくりがスタートし、高齢者の健康づくり分野では温水利用型健康運動施設の無料化や町内温泉療養を進める事業も始めることができました。子育て分野では「認定こども園かみみね幼稚園」「認定こども園ひかりこども園」が開園し、病後児保育事業や入学祝い金事業、自校式給食無償化事業がスタートしています。地元のお米でできた地酒「鎮西八郎」も完成し町史編さん事業もスタートしました。

「ジャンプ」につなげるための「ステップ」の年に重要なポイントは、いかに崩れずに「ジャンプ」につなぐ体勢ができるかです。新コミュニティバスも観光DMOも鎮西山や道の駅、中心市街地再開発においても「ホップ」から「ステップ」に入ります。上峰町が「ホップ・ステップ・ジャンプ！」と大躍進するために、今後も慎重な町政運営に努めてまいる所存でございますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

2 予算概要

○平成30年度予算の考え方

次に、平成30年度予算について申し上げます。編成の基本的な考え方として、限られた財源を計画的に・効果的に配分することを基本に編成しております。また、さきに策定した健全な財政運営に関する条例をもとに積立基金や起債発行額を意識した予算編成を引き続き継続しております。予算編成方法については、効率的な行政経営を目指し内部努力による経費節減を行いながら、喫緊の課題解消を図るための予算編成を行いました。また、町債につい

ては、平成28年度決算時点で実質公債費比率14.3%となり起債許可基準を下回り、今後も低減していく見込みではありますが、可能な限り発行を抑制する必要があります。歳出では、普通建設事業及び扶助費のうち、特に子育て支援の分野などで新たな財源需要が見込まれています。

平成30年度一般会計当初予算の規模は、一般会計11,554,000千円、特別会計（国民健康保険）956,000千円、（後期高齢者医療）104,000千円、（土地取得）14千円、（農業集落排水）541,000千円、合計で13,155,010千円になり、前年度の当初予算と比較しますと、一般会計105.7%、特別会計95.5%、合計で104.4%となります。

一般会計予算の規模は、対前年度105.7%、627,000千円の増で総額11,554,000千円となりました。平成29年度が骨格予算による予算編成だったこと及びふるさと納税関連の予算が増加しているため、予算規模が増加しております。

次に、一般会計の歳入歳出の概要を申し上げます。町税全体では、対前年度97.9%、29,000千円減の1,338,000千円を計上しています。

固定資産税は、評価がえの年に当たり家屋の減価分が反映すること等に伴い、対前年度98.5%、10,000千円減の673,000千円、大手企業の業績回復が不透明な法人町民税が、対前年度84.7%、29,000千円減の160,000千円といずれも減収の見込みです。

個人住民税は対前年度比103.7%、15,000千円増の414,000千円、軽自動車税は対前年度比108%、2,000千円増の30,000千円と増収見込みですが、たばこ税も含め、減収要因が勝る見通しで、町税全体としては、前年度当初比30,000千円ほどの減額計上となります。

国庫支出金は、認定こども園整備に係る国庫補助金を計上しているため、対前年度112.2%、55,000千円増の509,000千円となります。地方交付税は915,000千円となります。普通交付税は、地方財政計画において普通交付税が減額とされておりますが、前年度の実績を勘案して、対前年度103.3%、26,000千円増の795,000千円と見込み、特別交付税については近年の実績額にあわせて120,000千円と見込んでおります。公債費である町債は、今年度も臨時財政対策債のみを予定しており、対前年度104.8%、8,000千円の増の179,000千円となります。また、通常のふるさと納税に加え、今年度もクラウドファンディングを活用した資金調達についてはソーシャル・キャピタルを向上させ、新しい公共のための資金調達手段として非常に有望だと考え、使い道を明確化し継続してまいります。

次に、歳出では義務的経費については扶助費が減額となる一方、人件費が増額になることから、対前年度101.4%、28,000千円増の1,955,000千円となります。投資的経費は平成29年度当初予算が骨格予算での編成となっていたため、大幅に増加しております。認定こども園整備事業、町道補修事業、町有施設トイレ改修事業などを実施するため、対前年度451.5%、239,000千円の増の307,000千円となります。その他の経費は、ふるさと納税の寄附者への返礼品やふるさと納税寄附基金への積み立てなどの経費が増額となることから、対前年度104.0%、

360,000千円の増の9,292,000千円となります。

3 主要な施策について

○主要な施策について

平成30年度の主要な施策につきまして申し述べます。「上峰まちづくりプラン」後期分野別計画の施策体系に沿って、公約に関する取り組み事業も含めて、新たに取り組む施策を中心にその大要を申し上げます。

1. 美しく安全な生活環境のまち

①環境・エネルギー

■ 地球温暖化対策の推進

温暖化防止対策として本町では、防犯灯等のLED化を推進するとともに、引き続き職員による電力消費量の節減の取り組みを継続していきます。また、地球温暖化防止を目的に不必要な照明の消灯、クールビズやウォームビズによるエアコンの設定温度の調整を継続し温暖化防止に努めます。また、広報・啓発活動を積極的に推進し、新国民運動「COOL CHOICE」（クールチョイス）の展開を図っていきます。

■ 再生可能エネルギー施策の推進

町民みずからが再生可能エネルギーの利活用による温室効果ガスの削減に取り組み、地域全体で地球温暖化問題の解決に取り組む、環境に優しいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム設置補助金事業を継続いたします。

■ 自然保護・環境保全活動の促進

町民と飼い主のいない猫との共存を図るため、平成30年度に要綱を制定し、動物愛護の観点から、TNR活動の推進支援を行い、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の助成を行います。このことにより、不幸な猫の繁殖抑制が可能となり、生活環境被害の軽減による住民サービスの向上につながるものと考えております。

■ 公害等の未然防止

目達原飛行場周辺における騒音について、現在、3カ所で測定を行っていますが、今後も国による適切な防音対策が図られるよう要望を行います。また、公共用水域の水質保全のために、水質検査を工場排水年4回6カ所、河川水水質検査年2回18カ所、地下水のトリクロロエチレン類第3物質検査年1回5カ所で行い、未然防止に努めていきます。

②ごみ処理等環境衛生

■ ごみ収集・処理体制の充実

現在稼働中の鳥栖・三養基西部環境施設組合のごみ処理施設の設置期限が平成35年度までとなっていることから、次期ごみ処理施設建設のあり方につきまして協議を重ね、建設候補地を鳥栖市に決定しました。今後は本年1月に運営開始した2市3町で構成する佐賀県東部環境施設組合において、平成36年度の供用開始に向けて処理方式の検討、事業方式の検討等

を進めてまいります。

■ 3 R運動の促進

広報・啓発活動の推進やリサイクル推進団体の育成、ごみの排出量をさらに減らすために家庭用生ごみ処理機（生ごみ電動処理機／生ごみコンポスト）の購入に対する補助を通じ、町民や事業者の自主的な3 R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式や事業活動への転換を促します。

■ 不法投棄の防止

山間部や河川等への不法投棄を抑止するため、不法投棄監視パトロールを継続します。また、各地区の環境美化推進員と連携して実施しております環境パトロールでの問題点につきましては、緊急対策も含め課題解決に努めてまいります。

③上・下水道

■ 給水体制の維持・充実

上水道への加入促進につきましては、佐賀東部水道企業団と連携し、企業団だよりや町広報紙等を活用して、安全性の高い上水道への加入啓発を行います。佐賀東部水道企業団管内の水道管は全体の約50%が昭和40年代から50年代に埋設されたものであり、老朽化が進んでいます。平成28年度に策定された管路更新計画が予定どおり進捗し、水道水の安定供給が持続するよう見守っていきます。

■ 下水道施設の適正管理

下水道施設は、住民生活に密着した重要なライフラインの一つであるため、今後処理施設・管路施設の機能の保全と長寿命化に向けて、老朽化した施設の更新及び人口の増加に伴う処理施設改修など、機能強化事業を実施するための計画検討に入りたいと思っております。

■ 下水道事業の円滑な運営

維持管理につきましては、包括的管理業務委託による適正かつ効果的な施設管理を行っており、さらなる下水道事業の円滑な運営に努めます。また、処理施設整備事業等に充当した起債の償還関係では、より低金利での返済に向けて積極的に借りかえ等を行い、効率的な運営を進めていきます。

④公園・緑地

■ 公園施設・設備の整備充実

公園等については、樹木伐採等の業者発注とともに、地元地区の御協力もいただきながら、引き続き適正な維持管理に努めていきます。また、鎮西山いこいの森については、町民の憩いの場であることに加えて、町外からの誘客が可能な観光資源としての活用が必要と考えており、今後、再整備に向けた作業を本格的に進めていきます。

■ 緑化の推進

緑の基金の活用と地域住民や住民団体の皆様による緑の愛護活動を進め、公共施設内・外

で緑や花に触れる機会をふやし、精神衛生の向上に努めます。

⑤交通安全・防犯

■ 交通安全意識の高揚

警察署や交通安全協会等との連携のもと、運転免許保持者講習会や小・中学校における交通安全教室など、子供から高齢者まで各年齢層に応じた効果的な交通安全教室や啓発活動を推進するとともに、地域ぐるみの交通安全運動（春・秋）を展開し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。特に、近年事故に関連する割合が高くなっている高齢者を対象とした効果的な取り組みを推進します。

■ 交通安全施設の整備充実

国・県道の安全な道路環境の整備及びガードパイプ等の安全施設の設置を昨年に引き続き要請していきます。また町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心に、今後もガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を計画的に推進するとともに、交差点へのカラー舗装の施工、さらに危険箇所の監視・点検等を必要に応じて実施します。

■ 防犯意識の高揚

警察署や防犯ボランティア団体等との連携のもと、広報紙やホームページ、防犯だより等を活用した効果的な啓発活動を推進し、町民の防犯意識の一層の高揚に努めます。

■ 地域ぐるみの安全環境づくり

子ども110番の家や青少年サポーターによる防犯活動の充実促進、保護者等による小学校内の巡回、商工会や議会などの各機関やK S S Pを初めとした地区によるパトロール活動、町やN P O法人所有の青色防犯回転灯付自動車による連携したパトロールの実施など、地域ぐるみの安全活動を進めます。また、夜間における犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、防犯灯の設置を計画的に推進します。

⑥消防・救急・防災

■ 常備消防・救急体制の充実

鳥栖・三養基地区消防事務組合においては、条例定数を139人から146人へと増員され、緊急事態に備えた体制のさらなる強化が図られていきます。また、車両等の更新計画に基づき、薬剤等の散布により消火活動等を実施する「化学消防ポンプ自動車」や、心電図等の高機能機器を搭載した「高規格救急自動車」を最新鋭の車両に更新することにより、万全の態勢づくりに努めていきます。

■ 消防団の充実

平成29年度は出勤手当の拡充、投光器等の備品の整備を行ってきました。平成30年度におきましては、団員報酬の見直し、第3部格納庫移転の実施設計の予算をお願いしていき、施設の・設備の計画的更新を図るとともに、団員確保対策の強化や研修・訓練の実施による団員の資質の向上もあわせて進めてまいります。

■ 消防水利の整備

消火活動及び初期消火における迅速な対応を図るため、随時、必要箇所に消防水利（消火栓の計画的な整備）を拡充していくよう努めます。

■ 火災予防の徹底

火災予防につきましては、消防団防火訓練、秋・春季火災予防週間、年末警戒等により、広報・啓発活動の推進等を通じ、町民の防火意識の高揚を図ってまいります。

■ 防災・減災体制の強化

災害に強いまちづくりを総合的に進めるために、地域防災計画等の見直しを図ってまいります。

「自分たちの地域は自分たちで守る」といった地域に根差した、自主防災組織の立ち上げを誘発してまいります。

全国瞬時警報システム（Jアラート）につきましては、近年「平成29年7月九州北部豪雨」や「平成28年熊本地震」などの大規模な自然災害が勃発していることや、北朝鮮によるミサイル発射など、我が国を取り巻く環境は非常に厳しい状況等から、情報伝達に要する処理時間の大幅な短縮や、特別警報等の伝達情報の充実が可能となる新型受信機の導入を平成30年度でお願いすることにいたしました。

2. だれもが元気になる健康・福祉のまち

①保健・医療

■ 保健事業推進体制の充実

特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の見直しを行い、本町の健康課題に即した疾病予防・重症化予防対策を進め、P D C Aサイクルによる保健事業の展開を図ります。また、地域性を踏まえた保健事業を進めるため、医療機関との連携等により、本町における健康課題の分析に努めます。

■ 健康づくり意識の高揚と自主的活動の促進

広報・啓発活動の推進、食生活改善推進員の地域に根差した活動の支援等により、町民の「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。さらに、町内の民間事業者と連携し若年からの運動習慣の定着化を図り、医療・介護の給付費の適正化を図ります。また、平成29年度より委託事業により実施しているがんサロンは、医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所等との連携構築に努め、サポート体制の幅を広げられるよう促進します。

■ 健康診査・保健指導等の充実

特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づき、受診率の向上に向けた啓発等を積極的に進めながら、特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、脳血管疾患や心疾患・糖尿病性腎症等重症化を予防し、国保医療費の適正化に取り組みます。また、各種がん検診（胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮がん検診・乳がん検

診)等の集団検診料金を平成28年度から無料化、子宮がん検診広域化に平成29年度から参加し、受診体制の充実に努めています。平成30年度からピロリ菌検査を導入し、がんの早期発見と健康意識の啓発活動に役立てます。

■ 母子保健の充実

親の育児不安解消、児童虐待の発症予防に向け、妊娠期からの継続した相談や指導・赤ちゃん訪問・乳幼児健診や相談を実施、母子保健推進員活動の支援を行い、平成30年度からは、育児家事援助を行い子育て支援の充実に努めます。また、不妊治療費助成について、平成28年度から男性不妊治療費に関しても対象を拡充し、経済的負担の軽減を図っています。

■ 精神保健の推進

精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるよう、佐賀県や医師会等との連携のもと、鬱病やストレスなどの心の病に関する正しい知識の普及のための広報活動等を推進していきます。また、医療機関や保健福祉事務所、総合相談支援センター等の関係機関との連携を図り、正しい知識の普及に努めます。

■ 感染症対策の推進

佐賀県や医師会等の連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や予防接種相談支援体制の充実に努めます。乳幼児から高齢者までの予防接種については、国・県の動向を見ながら充実に努めます。また、平成29年度から新型インフルエンザ対策推進のため、防護服やマスクの備蓄体制を見直し、緊急時対応に備えています。

■ 地域医療体制の充実

町民一人一人が「かかりつけ医」を持てるよう、佐賀県や医師会等との連携を図るとともに、広域的な視点から地域医療機関の充実に促進します。また、誰もがいつでも適切な診療を受けられるよう、引き続き休日・夜間及び救急医療体制の確保に努めます。

②高齢者支援

■ 高齢者支援体制の充実

団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に着手していきます。

■ 高齢者保健福祉サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、社会福祉協議会等との連携のもと、配食サービス、ひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報システムの貸与、おたっしや便を初めとした買い物弱者支援等の福祉サービスの充実に努めます。65歳以上の高齢者が、あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術料給付や多年にわたり地域社会に尽力された高齢者に対し、古希(70歳)、喜寿(77歳)、米寿(88歳)、白寿(99歳)の方々に長寿祝い金を交付し、敬老の意を表します。また、9月に70歳以上の町内居住者の長寿を祝うために敬老会を開催しま

す。

■ 高齢者の能力活用・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加することができるよう、老人クラブが行うきずなサロン、温水プール等の利用助成、料理教室等の活動支援やボランティア活動の推進、団塊の世代の知識や技術を活用したシルバー人材センターの活用を初め、高齢者の社会参加促進を図ります。

■ 認知症対策の推進

徘徊高齢者の早期発見や地域での見守り体制の充実を図るため、上峰町高齢者SOSネットワーク事業の支援を行います。また、鳥栖地区広域市町村圏組合に配置される認知症初期集中支援チームの活用や児童を対象に認知症キッズサポーター養成講座を開催するなど認知症高齢者の早期発見、予防、重度化の防止、啓蒙啓発に向けた取り組みを進めます。

■ 介護保険サービスの提供

介護保険による法定給付については、保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、要支援要介護認定者に対し、居宅サービス・施設サービスといった保険給付を引き続き行います。

■ 地域支援事業の実施

高齢者ができるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、介護保険事業による介護予防策として、関係機関と連携し、地域支援事業（口腔ケア教室・介護予防筋力トレーニング・転倒予防教室・介護予防3B体操等）を推進します。また、平成29年度より始まった総合事業を活用しフォーマル・インフォーマルサービスの有機的な結合に向けての体制づくりを進めるとともに、国保、健康増進担当とも連携し、医療・介護給付費の適正化に向け、若年者から高齢者に至るまでの運動習慣の定着化を図ります。

③障害者支援

■ 障害者支援推進体制の充実

障害福祉制度内容や利用方法・手順の周知など支援推進体制を充実させるため関係機関とより一層の連携と充実を図ります。

■ 障害者理解の促進

障害のある人もない人も、誰もが安全・安心に暮らしていけるよう障害に対する理解の促進を図っていきます。また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法で求められる障害者に対する不当な差別の禁止や障害者に対する合理的な配慮に向けた取り組みに向け努力します。

■ 障害福祉サービスの提供

身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されることを旨として、居宅での生活を支援する訪問系サービ

ス、日中の活動系サービス、居住系サービス等の利用に対する自立支援給付障害福祉サービス等の提供を行います。また、重度の身体障害者・知的障害者に対する医療費の一部助成や自立支援医療費助成、補装具給付事業、在宅の重度心身障害者に対してタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー利用券を交付します。

■ 保育・教育の充実

障害児保育における相談機会の充実や特別支援教育における介助員の配置などに配慮するとともに、就学・就労相談や指導をタイムリーに行えるよう努めます。

また、経済的負担軽減の観点からは、小・中学校の特別支援学級への就学を行う際、保護者等の負担軽減を行います。

■ 就労支援の充実

「障害者優先調達推進法」の施行により、「上峰町における優先調達推進方針」を定めています。これにより、利用者の平均工賃の底上げを図るために積極的に公共施設に係る公共事業の発注をふやすよう努力します。

④子育て支援

■ 子育てに対する経済的支援

子供の医療費助成につきましては、就学前のみ現物給付方式だった助成方法を平成29年度より小・中・高校生までに拡大しました。今までは、病院で一旦保護者が診療代を支払い、後日町へ申請する償還払い方式でしたが、医療機関窓口で町が発行した受給資格者証を提示することにより、保護者負担として通院は一月一医療機関につき自己負担上限500円を2回まで、入院は一月一医療機関につき自己負担上限1千円の支払い、そして院外薬局での薬代支払いは発生しない現物給付方式へと変更しました。今後も保護者の子育てに対する経済的負担の軽減を図るためさらなる子育て支援の充実を図ってまいります。

家庭等の生活安定・児童の健やかな成長のため、児童手当として所得限度額未満の受給者に対し、3歳未満は月額15千円、3歳から小学校就学前までは第1子・第2子10千円、第3子以降15千円、中学生は10千円を支給し、所得制限以上の受給者については特例給付として月額5千円の支給を継続して行います。

保育料については、国の法改正に伴い年収約3,600千円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施いたしました。また、非課税世帯においては、第2子の完全無償化を行いました。今後も国の動向を見ながら保護者の子育てに対する経済的負担を軽減するための支援を推進してまいります。

■ 地域の中の子育て環境づくり

既存保育施設の老朽化のため平成30年度認定こども園施設整備事業に取り組み、平成31年4月の開園に向けての建てかえの支援を行います。施設整備を行うことにより、保護者が安心して子供たちを預けられる環境づくりの充実を図ります。また、現有保育施設との調整も

含め、子育て世代への支援を押し進めてまいります。

平成29年度から実施しております子ども子育て支援交付金の活用による、一時預かり保育及び病後児保育事業について継続してまいります。

■ ひとり親家庭への支援

増加傾向にあるひとり親家庭の経済的・精神的不安の軽減に向け、民生委員・児童委員等との連携のもと、相談・指導等を推進するとともに、各種手当や助成制度の周知と活用を促進します。また、経済的事情または家庭の事情等により孤食などの課題を抱える者等が、食事及び団らんなどを通して社会との接点を設けつつ共食を推進し、食事を通じた地域における多世代交流拠点の整備を平成29年度から支援しています。子供のみを対象とするのではなく、「子供も通える多世代交流食堂」として促進を図ります。

⑤地域福祉

■ 地域福祉を支える多様な担い手の育成

老人福祉センター「おたっしゃ館」の経営を初めとした社会福祉協議会の運営や、利用者の増加を図るための体制強化等を支援します。また、健康器具等を用いた高齢者の健康づくり支援事業や、社会福祉協議会における公益的事業を支援していきます。

■ 地域主体の支え合い助け合う活動の促進

高齢者や障害者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促進し、地域で支え合う体制づくりを促進します。また、ガバメントクラウドファンディング（G C F）を活用したグループホーム創設を支援していきます。

⑥社会保障

■ 低所得者福祉の推進

低所得者の自立に向け、民生委員・児童委員、佐賀県及び社会福祉協議会等との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度、資金貸付制度及び生活困窮者自立支援制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

■ 国民健康保険制度の健全運営

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の運営に役割を担い制度の安定化を、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っていきます。国民健康保険制度については、広報啓発活動の推進や医療費通知、後発医薬品の推奨、重複服薬者に対する受診行動適正化指導等を実施し、被保険者の健康管理意識の高揚、適正受診の促進を図り制度の健全運営に努めます。

また、国民健康保険制度の平成30年度からの広域化後も、佐賀県市町国民健康保険広域化等連携会議などで実施後の状況や課題を佐賀県と20の市町で共有し、引き続き協議をしてま

います。

■ 国民年金制度の周知徹底

国民年金事務については、引き続き、日本年金機構佐賀年金事務所との連携のもと、住民の皆さんがスムーズに手続きができるよう、今後も記録確認、相談業務について同事務所の指導のもと、町広報紙等を活用した制度の周知に努めます。

3. 活力と交流に満ちた元気産業のまち

①農業

■ 農業生産基盤の充実

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。「多面的機能支払交付金事業」は、農地維持支払交付金15組織（うち資源向上支払共同活動を行う14組織含む）、資源向上支払（長寿命化）交付金4組織の活動に対して、国、県、町からの補助金を各組織に交付します。今年度は、より正確な実施状況報告書の点検や総会の開催確認を写真、議事録等で実施します。

「県営クリーク防災機能保全対策事業」につきましては、平成30年度事業費60,000千円、事業量約600メートルを計画されており、その10%の負担を予算に計上しております。農地の鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字にあらわれる以上に農家に対して深刻な影響を及ぼしています。平成30年度よりボランティアによる捕獲実施隊の編成を行い、捕獲実施隊によるわなの設置や点検、捕獲機管理システムの導入で有害鳥獣の迅速な処理等を実施し、猟友会との連携を密に行い、捕獲頭数の増加に向けて支援していきます。昨年、制定しました狩猟免許取得等補助金により狩猟免許取得者を増加させ、猟友会、捕獲実施隊での活動をさらに充実するように支援をしていきます。あわせて従来どおり「鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会」と連携をとりながら「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、イノシシやアライグマ用箱わなの購入も行っていきます。

■ 意欲ある多様な担い手の育成・確保

集落営農組織の法人化については、今後の農業のあり方などについて検討する必要から、行政も惜しまない協力をしていくとともに、ICTを活用した幅広い農業の情報発信に必要な検討を行っていきます。また、将来の地域農業を支える人材を広く確保・育成するため、就農に必要な基礎的な情報の取得や農業を体験できるトレーニングファームの整備に向けた協議を農業改良普及センター・JAと行っていきます。

■ 農産物の生産性の向上と農業の6次産業化の促進

平成30年度において「さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業」により八枚営農組合に中型ロールベアダーを導入し稲わら回収の省力化や、肥育牛の飼料にもなることで、より高品質の佐賀牛が生産できることにも支援していきます。

②商工業

■ 商工会の育成

商工会のさらなる活性化を図るために指導事業の中で、経営支援サポート事業を支援します。この事業は、商工会会員の中で経営上の課題を抱えている事業者を対象に、専門家を派遣して実践的な指導・アドバイスなど経営課題の解決に向けた支援を行います。専門家とは、中小企業診断士を初めとする経営・技術等の専門知識を有し、適切な診断・助言のできる方で申込者の課題解決に適した専門家を派遣することとなっています。

■ 起業の促進

総務省がふるさと納税のさらなる活用策として、ふるさと起業家の支援を提唱したことを受けて、これまでのふるさと納税の取り組みによって得られたネットワークやノウハウを活用しながら、特にECに係る創業や新事業に取り組む事業者等の支援に取り組んでいきます。

■ 企業誘致の推進

農業やバイオマスの関連産業を中心として、新たな産業の拠点づくりに資する企業の誘致に取り組めます。

③観光・交流

■ 地域特性を活かした観光・交流機能の創出

「鎮西山桜ライトアップ」については、平成30年で7回目の開催となり年々来場者も増加しており、桜のシーズンの風物詩として定着できました。照明機の台数もふやすなど桜をより幻想的に観覧いただけるよう創意工夫を行っていきます。また、「かみちゃりグランプリ」についても町の活性化及び交流人口の増加を図るように主催されています「まちづくり実行委員会」の運営に対し支援していきます。

交流拠点の整備としては、引き続き関係者や関係機関と連携しながら、道の駅の設置に向けた取り組みを推進していきます。

■ タウンプロモーション活動の推進

(一社)起立工商協会のDMOとしての機能を高め、観光資源の磨き上げや体験型観光商品の開発・販売促進などに取り組むことにより、産業振興と交流人口の増大を図ります。また、東京・南青山の高級和食店「猩々」との連携など、アンテナショップを活用した特産品等のPRについて引き続き取り組んでいきます。

④雇用対策

■ 雇用機会の確保と雇用の促進

関係機関との連携や、広域的連携のもと、地域雇用開発の促進のための一体的な取り組みを進めるとともに、若者の地元就職やU・J・Iターンの促進、女性・高齢者・障害者の雇用促進に努めます。

⑤消費者対策

■ 消費者生活相談の充実

消費者生活に関するさまざまなトラブルに適切かつ迅速に対応するために、佐賀県消費者行政推進事業を活用し、消費生活相談体制の充実に努めてまいります。

4. 発展への基盤が整ったまち

①土地利用・都市計画

■ 適切な土地利用への誘導

無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた誘導を図ります。また西峰地区等への人口増加による町の活力向上を見据え、道路整備の方策等により適正な土地利用と良好な環境の新たな宅地の形成を促進します。

②住宅施策

■ 町営住宅の適正管理と整備検討

町営住宅の需要に対応するため、適正な維持管理に努めます。また、老朽化した住宅の建てかえや大規模改修等を検討します。

■ 公営住宅等長寿命化計画の見直し検討

町営住宅の現状と課題、国の策定方針の改定等を踏まえ、長寿命化計画の見直しを検討します。

■ 質の高い住環境づくり

旧耐震基準により建築された一般住宅については、耐震診断に対する支援を行います。また、診断の結果に基づき実施する耐震設計及び耐震改修工事についても支援を行います。

■ 空き家の利活用等の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく協議会を設置し、空家の活用促進及び特定空家の措置等を内容とする空家等対策計画の策定を進めます。

③道路・公共交通

■ 国道の整備促進

国道34号線の交差点改良と歩道設置については、渋滞の緩和と歩行者の安全確保に向けて、国道事務所と連携を図り、引き続き地元関係者の協力をお願いしていきます。

■ 県道の整備促進 県道の整備促進

県道坊所城島線の歩道整備については、前年度に引き続き用地買収を予定されております。また、舗装の改修については、中央公園より南側の状態が悪い箇所について実施される予定です。県道神埼北茂安線については、1月15日に一部区間（上峰町九丁分～みやき町江口）が開通したことにより、本町からみやき町豆津付近までが直通可能となり、利便性が向上しております。なお、現在工事中の加茂交差点付近の改良工事については、夏ごろまでには完成の予定です。今後、加茂交差点から西側の未整備区間について、整備要望をしていきます。これらの整備促進を図るために県東部土木事務所との連携を密にし、今後とも意見や情報交

換等を積極的に行っていきます。

■ 町道の整備及び長寿命化

特定防衛施設周辺整備調整交付金による事業として、西峰東西3号線及び下坊所東西線の実施設計を行います。社会資本整備総合交付金による事業により坊所南北線及び八枚・碓線の実施設計並びに橋梁点検を実施します。また、懸案事項であった変則五差路の改良事業については、再検討を行い実施設計に着手します。道路維持関係では、昨年度に策定した長寿命化計画を基本とし、路面性状調査による緊急度の高い路線から補修を行います。なお、軽微な補修等については、地区からの要望に迅速に対応するため、今年度も維持管理業務委託を行います。ほかに、集落環境整備として側溝整備等を実施していきます。

■ 路線バスの維持・確保

西鉄バス鳥栖神埼線の沿線自治体との連携のもと、利用促進及び維持・確保に向けた取り組みを推進します。

■ 通学福祉バス（のらんかい）の充実

町民の日常生活を支える通学福祉バス（のらんかい）について、地域公共交通活性化協議会において平成29年3月に策定した地域公共交通網形成計画に基づき、町民にとってより利便性の高い交通機関へとなるよう改善していきます。また、平成29年度から必要な車両や運行に必要なシステム等の調達準備に着手しております。

④情報化

■ 行政内部の情報化の推進

マイナンバー制度に基づく自治体間の情報連携や行政事務の効率化を推進し、住民サービスの質や利便性の向上に取り組んでいきます。

■ 多様な分野における情報サービスの提供

「町民だよりかみみね」に加え、町のポータルサイトやタウンチャンネル、またSNSを通じて、住民生活の向上につながる情報発信を行います。

5. みんなの力でつくるまち

①人権尊重

■ 人権相談の充実

人権擁護委員の増加や関係機関との連携強化、確かな人権感覚と対応能力を持つ職員の育成を進め、人権相談の充実を図ります。

②男女共同参画

■ 男女共同参画に関する意識改革の推進

平成24年3月に策定しました「上峰町男女共同参画計画及びDV被害者支援基本計画」につきましては、平成29年3月に見直しを行い、この計画の推進に当たっては、行政のみならず、町民の皆様を初め、地域、事業所、関係機関・団体が主体的に取り組み、総合的に進め

ていくことが重要でありますので、皆様の深い御理解と御協力をお願いします。

■ 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

町の審議会等への女性の積極的な登用や、女性町職員の管理職への登用拡大、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進します。

③コミュニティ

■ コミュニティ意識の高揚

地域の自然・伝統文化・農産物等を活用した特産品づくりや体験プログラムの開発の支援などを通じて、地域の自発的かつ自主的な活動を促すことで、コミュニティ意識の高揚を図ります。

④町民参加・協働

■ 広報・広聴活動の充実

読みやすくわかりやすい広報誌づくりに努めるとともに、ホームページによる広報活動の一層の充実を図ります。

■ 情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、個人情報の保護に配慮しつつ、情報公開を推進します。

⑤自治体経営

■ 健全な財政運営の推進

平成28年度決算における実質公債費比率は14.3%に低減し、財政健全化法が施行された平成19年度当時は23.3%でしたが、順調に低減を続けています。また、将来負担比率についても、平成19年度当時は211.0%でしたが、平成28年度決算では算出基礎がマイナスとなり比率は発生しておりません。しかしながら、今後においても節減に努め、健全な財政運営を行います。

■ 人材の育成

人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実や成果主義に基づく人事評価制度の充実・定着化を進め、地方分権・地方創生の時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

以上、平成30年度施政方針と主要な施策を述べるとともに、予算について御説明申し上げましたが、これらをなし遂げるに当たっては、議会並びに町民の皆様方の御理解と御支援が必要不可欠であると認識しております。引き続き議員各位の御助言・御指導をお願い申し上げますとともに、町政運営に邁進する覚悟をここにお誓いし、所信とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで町長の施政方針は終わりました。

日程第4 教育長の教育方針

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 教育長の教育方針。

教育長の教育方針をお願いいたします。

○教育長職務代理者（時津昌昭君）

皆様おはようございます。平成30年度の教育方針につきまして、上峰町教育委員会を代表し、所信と主な施策の概要を申し上げさせていただきます。

1 所信表明

今の子供たちが成人して社会で活躍するころには、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。

このような時代にあって学校教育には、子供たちがさまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、さまざまな情報を見きわめ、知識の概念的な理解を実現し情報を再構成することで新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようになることが求められています。

また、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う必要があります。上峰町においても特別支援学級の推移を見てみると、平成27年度、小学校3学級14名、中学校2学級2名でしたが、平成28年度は小学校4学級、19名、中学校2学級3名となりました。さらに平成29年度は小学校6学級26名、中学校3学級6名という状況で、今後も増加傾向にあります。

平成30年度の上峰町の教育におきましても、「生きる力」を育む学校教育の推進を初め、学校教育・生涯学習の充実、文化の魅力発信など、「人が輝き文化が薫る教育・文化のまち」の更なる飛躍を目標に、学校・家庭・地域が連携して取り組んでいけるよう、さまざまな施策を持って教育の発展に努めてまいります。

さらに、明治維新150年の節目の記念の年に、幕末・維新时期を中心とした佐賀の偉業や偉人を顕彰し、偉業をなす遂げた先人の「志」を今に活かし、未来につないでいくことを目的に、「肥前さが幕末維新博覧会」が開催されます。幕末・維新时期を中心とした偉業や偉人の顕彰及び先人たちの「志」を次世代に継承するための事業を行います。

町制施行30周年を迎え、かねてより熱望しておりましたNHKのど自慢が上峰町民センターにて実施される運びとなりました。町制施行30周年記念の締めを飾るべく実施方法等についてNHKと協議を進めてまいります。

2 主要な施策について

○主要な施策について

平成30年度教育関係の主要な施策につきまして申し上げます。「上峰まちづくりプラン」後期分野別計画の施策体系に沿って取り組む施策の概要を述べさせていただきます。

1. 美しく安全な生活環境のまち

①ごみ処理等環境衛生

■ ごみ収集・処理体制の充実

環境教育を通して学んだことが日常生活の中でも意識的に行えるよう、地域の美化清掃活動等の行事への参加を促進します。

②公園・緑地

■ 公園施設・設備の整備充実

中央公園のトイレの洋式化を行ってまいります。また、設置から15年が経過しております大型遊具施設につきましても計画的な補修工事により安全確保に努めるとともに、経年劣化や摩耗による修繕については、その都度、適切な補修により維持管理を行います。

③交通安全・防犯

■ 交通安全意識の高揚

北回り2台体制により利便性が向上する上峰町通学福祉バス「のらんかい」の利用により、遠距離通学児童の交通安全を確保するとともに、乗車マナーの指導に努めていきます。また、新入学児童には入学後早い時期に、上級生とともに交差点の渡り方などの体験指導を実施します。中学生は、全地区自転車通学可といたしました。4月中旬に交通安全教室を実施するとともに、自転車点検を行い生徒の交通安全意識の向上を図ります。

■ 地域ぐるみの安全環境づくり

KSSP（上坊所青少年サポートパトロールの会）による地区パトロール、上峰町商工会青年部子供見守り隊や各地域の皆様による交差点での登校指導、老人クラブ等のボランティア団体や保護者による小学校内の巡回、地域のおじさんおばさん及び110番の家活動や青色防犯パトロール車による町内パトロールなど、地域ぐるみでの安全環境づくりを継続して推進します。

④消防・救急・防災

■ 防災・減災体制の強化

児童・生徒の安全を守るため、小学校では大雨対策避難訓練を実施しています。また、2学期には小・中学校における地震・火災避難訓練を消防署の指導のもとで実施していきます。

2. だれもが元気になる健康・福祉のまち

①保健・医療

■ 健康診査・保健指導等の充実

入学時健康診断を初め、小中学校において児童・生徒、教職員を対象に各種検診を実施し

ます。さらに胃がん発生のリスクを減らすため、学校検診の際に中学3年生全員を対象として、胃がんの主な原因とされるピロリ菌の感染検査を実施します。また、希望者には無料でピロリ菌除菌治療を行うなど、学校検診の内容充実を図ります。

②高齢者支援

■ 高齢者の能力活用・社会参加の促進

ふれ愛・粋いきセミナーや女性セミナーなどの生涯学習講座の充実に取り組みます。司法書士を迎えての人権講座や外国の方と触れ合う国際理解講座、料理研究家を招いての料理教室や内科医による健康教室などを計画してまいります。

③障害者支援

■ 保育・教育の充実

障害を持つ児童・生徒が地域において可能な限り自立し、安全・安心な生活を送ることができるよう、特別支援学級で学び合う障害者支援教育を継続していきます。また、通常学級に在籍する障害のある児童に対しても、一部の授業時間に特別な指導を行う通級教室を引き続き開設します。

さらに、小学校に支援員を8名、中学校に支援員を4名配置し、障害者支援を行うとともに、児童・生徒がともに学び合う環境を整備します。

④子育て支援

■ 地域の中の子育て環境づくり

図書館の活用や学習スペースの確保など、地域の皆様の学べる場所づくりについて協議を進め、地域で守り育てる環境づくりを推進します。また、放課後児童健全育成事業について、放課後児童支援員の資格を持った者の配置により、さらなる事業の充実と環境整備を図ります。

■ 子供の人権・心に配慮した体制づくり

子供の人権擁護に関する条約や法令等の啓発を推進するとともに、スクールソーシャルワーカーや民生・児童委員、児童相談所などと連携し児童虐待の防止・早期発見・支援対策の推進について、子供の人権や心に配慮した体制づくりを実施します。

■ 親子の健康づくり

自校式による学校給食再開に続き、平成29年7月より実施しました学校給食の無償化、お祝い給食や行事食などのおいしい給食の取り組みについて継続して実施し、保護者の教育費の負担軽減及び子育て支援を推進します。さらに、平成28年度より開始しました小学校入学祝い金の支給を継続し、あわせて子育てを支援します。

3. 人が輝き文化が薫る教育・文化のまち

①学校教育

■ 生きる力を育む教育活動の推進

町立の小学校及び中学校が各1校という状況を生かし、小中連携教育を推進します。小学校においては、2020年に英語教科が導入されることに備え、小学校5・6年生の外国語活動の時間に実施しているマンツーマンのオンライン英会話を継続して取り組みます。5年生20コマ、6年生20コマの時間を確保し英語に慣れ親しむ環境づくりを推進します。

さらに、新規事業として町内の小中学生の英語力の向上を目的に英語検定料の補助を実施します。

中学校では中学1年生及び3年生を対象に実施している放課後補充学習を継続して取り組みます。事業量を倍増し、さらなる学力の底上げを図るとともに、学習方法についてもオンライン学習の数学、英語に加え、その他のオンライン学習科目や地域の学習塾、習い事も選択肢に加え、生徒・保護者の希望に寄り添った学習支援を行ってまいります。

平成28年度より中学校全学年を対象に、中学生が自主的に学習を行っています地域未来塾を継続して実施します。地域の方を指導者に迎え、学校と地域が連携して生徒を支援してまいります。

いじめや不登校に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。

子供の貧困の連鎖防止の施策として、小・中学校の低所得者世帯に対する要保護・準要保護就学援助を継続していきます。

■ 学校施設・設備の整備充実

小中学校の施設については、トイレの洋式化、冷暖房改修に向け計画的に取り組むとともに、小学校大プールの改修に向け実施設計に取り組みます。さらに中学校においてユニバーサルデザインの一環として階段昇降機の設置工事を行います。

小中学校で整備しましたパソコンや電子黒板等ICTを活用した授業内容の充実を図るべく、ICT推進員を配置しICT機器の利活用を継続して推進します。

②生涯学習

■ 生涯学習関連施設の適正管理・利用促進

町民センターの適正管理及びサービスの向上に努め、利用促進を図ります。

ふるさと学館については、情報化時代に対応した設備のICT化や町民ニーズに即した蔵書の充実、子供の集いの場、生涯学習拠点としての機能強化を図ります。また、小中学校図書館と連携し、「家読」の促進など、各家庭での読書習慣の定着に向けた取り組みを行い、施設の利用促進を図ります。

■ 特色ある講座・教室の開催

町民センターを拠点として、子供の広場やふれ愛・粋いきセミナーなど、子供から高齢者までを対象としたさまざまな講座・教室を開催しています。多様化する町民のニーズの動向や本町の特性・資源、社会等の変化を踏まえ、特色ある講座・教室の開催を図ります。

③青少年健全育成

■ 家庭・地域の教育力の向上

家庭の触れ合いや親子の共同体験を充実させるための環境づくりを進めます。青少年が家庭や学校以外でも同世代の青少年や異年齢の人々と交流し、自主性や社会性を育てていくことができるよう、放課後子供教室を開催します。

■ 青少年の体験・交流活動等への参画促進

青少年自身がさまざまな問題にみずから対応できるよう、またみずから社会に貢献していけるよう青少年サマーキャンプや子供クラブリーダー研修などの体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図ります。

④スポーツ

■ スポーツ施設の整備充実

中央公園や体育センターを初めとする各スポーツ施設（町民プール・武道館・テニスコート等）について、利用促進に向けた適正な維持管理に努めるとともに、管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。

■ スポーツ団体・指導者の育成

体育協会を初め自主的なスポーツ団体の育成・支援に努めるとともに、新たな指導者の発掘・活用、資質の向上に努め、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を促進します。

⑤文化芸術・文化財

■ 文化芸術団体、指導者の育成

文化協会を初め自主的な文化芸術団体の育成・支援に努めるとともに、指導者の育成・確保を進め、文化芸術活動の活性化を促進します。

■ 文化財の保存・活用

指定文化財の適正な保存及び維持管理に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても調査体制の充実のもと、発掘調査等を推進し、その保存・活用を図ります。

八藤丘陵の太古木の保存整備については、土地の公有化の完了を受け、太古木の保存環境の回復を行うとともに、将来の保存公開を視野に入れた保存活用計画を策定します。米多浮立保存会・西乃宮伝統文化保存会など伝統文化の継承活動を平成30年度においても支援していきます。特に文化団体の自立に向けた取り組みをサポートしてまいります。

歴史公園（古墳公園・堤土塁跡公園）の適正な管理運営に努めてまいります。さらに古墳公園の環境美化活動を実施されております「つきのみやか王墓（42ページで訂正）と古墳公園を守る奉仕団」の活動につきましても、引き続き支援をしていきます。

また、堤土塁跡の版築土層展示施設の覆い屋根復旧や、土層断面露出展示の改修等工事を行い、文化財施設の復旧に努めます。

肥前さが幕末博覧会の実施に合わせて、下津毛を領地とした納富鍋島家の鍋島夏雲が幕末

期の鍋島藩政を記した『鍋島夏雲殿日記』の活字化、鍋島夏雲の人物顕彰等を行います。また、博覧会における「市町の日」では、上峰町偉人の講演等イベント、ふるさと納税返礼品等町特産品のPRを行ってまいります。

■ 町史の編さん

より多くの人々が本町の貴重な歴史・文化や風土に親しめる機会をふやし、次世代に継承していくため、町史編さんを行ってまいります。

以上、平成30年度の主要な施策を申し上げました。町議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、教育方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで教育長の教育方針は終わりました。

お諮りいたします。会議の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時1分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま時津教育長職務代理者から教育方針の一部の訂正と会議録の訂正をしたいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○教育長職務代理者（時津昌昭君）

貴重な時間をいただきまして申しわけございません。

先ほどの教育方針の一部の訂正と会議録の訂正をお願い申し上げたいと思います。

教育方針のですね、6ページの下から3分の1ぐらいのところでございますが、歴史公園というのがありまして、その次の行、かぎ括弧のところでございます。ここを間違っで申し上げましたので、訂正をお願いいたします。「都紀女加王墓と古墳公園を守る奉仕団」と訂正をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

時津教育長職務代理者からの発言の訂正と会議録の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。時津教育長職務代理者からの発言の訂正と会議録の訂正は許可することに決定いたしました。

次へ進みます。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

この条例改正につきましては、総務課所管の消防団員の処遇改善のための団員報酬の増額及び健康福祉課所管の国保運営協議会委員の名称変更並びに住民課所管の空き家対策推進協議会委員の費用弁償額を新たに設けるものです。

平成30年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第3号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

平成29年3月31日に地方税法及び航空機燃料譲渡税法の一部を改正する法律及び関連法案が公布され、本町の税条例等の一部を改正するものです。

平成30年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第4号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

平成30年4月1日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、本町の上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

平成30年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第5号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

平成30年4月1日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、本町の上峰町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

平成30年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第6号 上峰町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例。

平成29年7月31日に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、本町の上峰町企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正するものです。

平成30年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管室長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第7号 上峰町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

平成29年7月31日に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、本町の上峰町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。

平成30年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管室長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第8号

平成29年度上峰町一般会計補正予算（第6号）

平成29年度上峰町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,407,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,461,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成30年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第9号

平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成29年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,445千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,171,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第10号

平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第11号

平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）

平成29年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,275千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ550,851千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成30年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第12号

平成30年度上峰町一般会計予算

平成30年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,553,971千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。
続きまして、

議案第13号

平成30年度上峰町国民健康保険特別会計予算

平成30年度上峰町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ956,009千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第14号

平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度上峰町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,842千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第15号

平成30年度上峰町土地取得特別会計予算

平成30年度上峰町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第16号

平成30年度上峰町農業集落排水特別会計予算

平成30年度上峰町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ540,961千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成30年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第17号

動産の買い入れについて

次のとおり動産を買い入れるため、仮契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上峰町条例第8号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

買 入 れ 動 産	通学用バス（日野ポンチョ ショート1ドアタイプ）
買 入 れ 数 量	1台
買い入れの相手方	住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1581-5 名 称 有限会社 三田川ダイハツ 代表者氏名 代表取締役 空閑彰彦
買 入 れ 金 額	22,504,834円
契約の締結方法	指名競争入札
仮 契 約 日	平成30年2月8日
	平成30年3月2日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第18号

動産の買い入れについて

次のとおり動産を買い入れるため、仮契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上峰町条例第8号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

買 入 れ 動 産	通学用バス（日野ポンチョ ロング1ドアタイプ）
買 入 れ 数 量	1台
買い入れの相手方	住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1581-5 名 称 有限会社 三田川ダイハツ 代表者氏名 代表取締役 空閑彰彦

買 入 金 額 22,425,442円
契約の締結方法 指名競争入札
仮 契 約 日 平成30年2月8日
平成30年3月2日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、17議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より17議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をいたします。

お手元に第2号議案をお願いいたします。

この条例改正につきましては、3カ所の改正点がございます。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

棒線部分についてが改正部分となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、1点目でございます。総務課所管の消防団員の処遇改善のための団員報酬を現行の年3千円から年6千円に増額するものでございます。これにつきましては、三養基郡内を見ますと基山町の現行報酬が年9,500円、みやき町が年7,800円、これに対しまして、本町としては今現在、年3千円でございます。また、この消防団報酬につきましては、国からの交付税に算定されておまして、交付税額から見ますと団員1人当たりの推定交付税額に対する現行の団員報酬の割合については、基山町で大体約5割、みやき町で8割、本町に至っては2割5分になっております。今回、6千円の報酬額につきましては、団員1人当たりの推定交付税額に対する現行の団員報酬の割合を基山町並みにすることで年6千円にしております。報酬額といたしましては、みやき町の7,800円に近づくような形になるかと思っております。

続きまして、2点目でございます。健康福祉課所管であります。国保運営協議会委員を国民健康保険法等の改正による名称を国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に変更するものでございます。

続きまして、3点目でございます。住民課所管であります。上峰町空家対策計画の作成及び実施するため上峰町空家等の適正化管理に関する条例に規定されております協議会を設置するに当たり、その委員への費用弁償を支給するため、今回、空家対策推進協議会委員1回

1千円を新しく設けるものでございます。

これで私の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第3号 上峰町税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

昨年、平成29年度税制改正におきまして、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律を含む平成29年度の税制関連法案が平成29年3月27日に国会において可決成立、3月31日に公布をされております。

本町におきましては、急を要する規定について昨年3月31日に専決処分によって本町税条例の一部改正を行い、昨年4月開催の第3回臨時議会において当該専決処分の承認をいただいております。

今回の改正につきましては、一部省令の交付に伴う規定の条ずれの解消及び専決処分には含まれていなかったもので、平成31年1月1日を施行日とする規定の改正1件を計上しております。

それでは、お手元に上峰町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表を御用意ください。

1ページ目の上段でございますが、条例本則第54条、固定資産税の納税義務者等に関する規定でございますが、地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布を受け条ずれが生じておりますので、こちらのほうを改正するものでございます。

次に、下段のほうをお願いいたします。

下段から2ページにかけましては、条例の制定附則第5条、個人の町民税所得割の非課税の範囲に関する規定でございますが、本文中、控除対象配偶者とございますが、そちらのほうを同一生計配偶者に改めるものでございます。また、非課税の範囲そのものがこれによって変わるというものではございません。配偶者控除、配偶者特別控除につきましては、御案内のとおり、平成30年分所得税及び平成31年度住民税算定から配偶者所得の上限が引き上げられることになっておりますが、あわせて納税者本人の合計所得金額に所得制限が設けられることも規定されております。当該改正に伴いまして、現行の控除対象配偶者につきましては、同一生計配偶者と名称が変更され、この同一生計配偶者のうち納税者本人の前年の合計所得金額が10,000千円以下である納税者の配偶者につきまして控除対象配偶者ということで区別をすることとなっております。当該改正に伴いまして、附則第5条に規定する控除対象配偶者は同一生計配偶者に改める必要が生じたものでございます。施行期日につきましては、平成31年1月1日となっております。

なお、平成30年度税制改正に伴う税条例の改正につきましては、国からの通知等を検証い

たしまして急を要する規定につきましては、3月末までに例年どおり専決処分の方角で準備を進めておるところでございます。

以上で議案第3号 上峰町税条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。

さて、私のほうからは議案第4号、第5号、第9号、第10号、第13号、第14号、第17号及び第18号の補足説明をさせていただきます。

議案第4号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例からになります。お手元に議案第4号を御用意ください。

議案第4号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例ですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2という規定が新設がなされます。この内容なんです、国民健康保険後期高齢者医療の資格の適用は住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所をいたしまして住所が移った被保険者につきましては、住所地特例制度を設けて前住所地の被保険者としております。しかしながら、現行制度におきましては、住所地特例者が75歳到達などにより国保から後期高齢者に加入する場合、後期の住所地特例が適用されないため施設所在地の広域連合が保険者となっております。

例を申し上げますと、上峰町の国保被保険者が74歳の段階で久留米市の施設に入っていると仮定いたします。これまでの制度では74歳までは上峰町国保の住所地特例者なのですが、この方が75歳になった時点で後期高齢者医療制度の被保険者となり久留米市が属する福岡県後期高齢者医療連合の被保険者となり、佐賀県後期高齢者医療保険広域連合の被保険者とはならないので、施設所在地の広域連合との不均衡が生じているため是正が必要との考えからこの改正がなされております。つまり、この取り扱いについて現に国保の住所地特例を受けている被保険者が広域連合の被保険者となる場合は、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるように見直しがなされております。

なお、今回の法改正につきましては、平成30年度以降に新たに後期高齢者医療制度の被保険者となるものから適用されることになっておりますので、本改正条例案も平成30年4月1日施行としているところでございます。そういった見方から新旧対照の表をごらんいただきたいというふうに思います。

まず、第3条第1項第2号から第4号までの改正、棒線がついている部分になりますが、これにつきましては、保険料を徴収すべき被保険者の定義がそれぞれ列記されております。高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2の規定が新設されるため、それに伴う字句の整理を行わせていただくというような内容になっております。

2ページ目をごらんください。

第5号につきましては、これは新設になりますけれども、先ほど御説明したとおり、他県に住所地を設定し国保の住所地特例であったものが佐賀県の後期高齢者医療連合の被保険者となるため、そのものの定義を追記をいたしまして新たに定義づけを行っております。

最後になりますが、制定附則第3条にごございました平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料徴収の特例につきましては、現段階におきまして現存させておくだけの実績に乏しいため削ることで例規を整備させていただきたいというふうに考えております。

以上、議案第4号の補足説明を終わります。

次に、議案第5号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

お手元に議案第5号を御準備ください。

議案第5号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例ですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立により国民健康保険法が改正されており、それに伴う整理を行っております。皆様御承知のとおり、平成30年度からは都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより国民健康保険制度の安定化を図るとされているところです。それに伴い、今回、上峰町国民健康保険条例の一部を改正する内容といたしまして大きく2点ございます。

1点目として、都道府県が市町村とともに国保運営を行う主体となりますので、都道府県にも国民健康保険運営協議会を設置することとなっております。これまで市町村に設置されておりました国民健康保険運営協議会と都道府県に設置する国民健康保険運営協議会のすみ分けを図る必要がございます。

2点目は、国民健康保健事業費納付金制度が導入され、これまで市町村が国民健康保険の給付に要する費用、これは基礎課税分というところにあります。それと、後期高齢者支援金等及び介護保険納付金を課税対象または保険料対象算定として徴収をし、直接保険給付費に充当したり、社会保険診療報酬支払基金へ納付を行ってきましたが、今回の改正によりまして財政の責任主体が都道府県となることから、社会保険診療報酬支払基金への納付などは県がまとめて行うこととなります。そのため、市町村は都道府県に対して国民健康保健事業費納付金として都道府県の特別会計に納付する義務が生じ、その国民健康保険事業納付金を算定する内容として基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税被保険者分を

定義づけする必要がありますので、それに伴う整理を行うものです。

なお、施行日は法律に合わせ平成30年4月1日からの施行となります。

それでは、新旧対照表にて御説明申し上げますので、ごらんください。

1 ページ上段の目次からになります。町が行う国民健康保険の次に、「の事務」という文言を加えております。また、これまでの国民健康保険運営協議会を町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めております。これらは先ほども申し上げたとおり、都道府県においても国民健康保険運営協議会が設置されるため都道府県で行うものと市町村で行うものすみ分けを行うため、こういった改正がなされていることとなります。

以下、同様に第1章及び第2章の各小題、それと、第1条及び第2条中の文言を整理している内容になります。

なお、この改正に伴う名称変更のため、先ほど総務課長より補足説明がなされました議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例中におきましても、国民健康保険運営協議会委員に関しての名称変更の説明がなされましたが、本条例の改正案に伴い同時に改正案を上程している趣旨ですので、あらかじめ御承知のほど賜りたいというふうをお願いいたします。

次に、1 ページの下段から4 ページにまでわたる内容にはなるのですが、国民健康保健事業費納付金を算定する内容としての定義づけになります。従来、第13条1項の本文、これは旧の現行のほうを見ていただくとわかるんですが、13条1項本文のみの構成で基礎課税額、それと介護納付金及び後期高齢者支援金を定義づけしておりましたが、今回、第1項に第1号から第3号までを設けております。また、国民健康保健事業費納付金として佐賀県の特別会計に納付するため、その性格を定義しております。

3 ページのほうになりますけれども、同条の第2項から第4項までのうち、第1項に第1号から第3号までを増設した関係から各号を引用するための整理と、第3項におきましては、後期高齢者課税額という文言を後期高齢者支援金等課税額への字句の整理を行うこと、それと、第4項におきましては、介護納付金課税被保険者に続く括弧書きのうちで、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る内容としておりますが、これは2ページ目にございます第1項第3号中で同様の定義づけを先行して行っており、重複するため整理するためのものございます。

以上、議案第5号の補足説明を終わります。

続きまして、第9号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

議案第9号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)ですが、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の1. 国民健康保険税、補正額3,953千円の減額、合計174,534千円。

款の3. 使用料及び手数料、補正額17千円、合計68千円。

款の4. 国庫支出金、補正額4,506千円、合計193,819千円。

款の5. 療養給付費交付金、補正額21,382千円の減額、合計19,584千円。

款の9. 財産収入、補正額87千円、合計88千円。

款の10. 繰入金、補正額710千円の減額、合計61,518千円。

款の12. 諸収入、補正額10千円の減額、合計1,342千円。

歳入合計、補正額21,445千円の減額、合計1,171,866千円となります。

3ページ目をごらんください。

歳出になります。

款の1. 総務費、補正額591千円の減額、合計8,925千円。

款の2. 保険給付費、9,283千円の減額、合計673,140千円。

款の8. 保健事業費、補正額1,804千円の減額、合計12,412千円。

款の9. 基金積立金、補正額88千円、合計89千円。

款の11. 諸支出金、補正額338千円、合計24,394千円。

款の12. 予備費、10,193千円の減額、合計79,295千円。

歳出合計、補正額21,445千円の減額、合計1,171,866千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページをごらんください。

款の1. 国民健康保険税、項の1. 国民健康保険税、目の1. 一般被保険者国民健康保険税ですが、収納見込みといたしまして1,531千円の増額を見込んでおります。

同項の目2. 退職被保険者等国民健康保険税です。退職者医療制度は、会社などを退職いたしまして、現在、老齢退職年金を受給されている方が65歳になるまでの間加入する制度ということになりますけれども、平成27年3月末に廃止されまして、これ以降新規の対象者がふえるということはありませんでした。しかし、27年3月31日までにこの制度に該当されている方につきましては、その方が65歳になるまでの間、退職者医療制度の資格は継続するため、現在、経過措置により徐々に被保険者が減少している過程でございます。ちなみに、終了いたしますのは31年度に経過措置が終了するというようになっております。それに伴いまして、今回5,484千円の減額補正とさせていただきます。

4ページ中段になりますけれども、款の3. 使用料及び手数料、項の1. 手数料、目の2. 督促手数料ですが、予算現計と比較いたしまして17千円の増額見込みとしております。

その下段にございます款の4. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 財政調整交付

金、節の1. 普通調整交付金ですが、決算見込みによる調整となり4,506千円の補正となります。

5ページをごらんください。

款の5. 療養給付費交付金、項の1. 療養給付費交付金、目の1. 療養給付費交付金ですが、社会保険診療支払基金からの交付決定がなされましたので、交付決定額に応じ21,382千円を減額しているところでございます。

その下段にございます款の9. 財産収入、項の1. 財産運用収入、目の1. 利子及び配当金ですが、基金運用益として87千円の見込みによる補正となります。

さらに下段の、款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金ですが、一般会計繰入金を710千円減額としているところでございます。

6ページのほうをページをめくってごらんください。

款の12. 諸収入、項の3. 雑入、目の5. 雑入ですが、臨時職員の雇用保険料、減額10千円としているところでございます。

歳出のほうになりますが、7ページをごらんください。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費ですが、節の4. 共済費37千円の減額。

節の7. 賃金358千円の減額。

節の13. 海外療養費点検委託料、減額195千円とするものでございます。

次に、款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費につきましては、財源の変更によるものですので、補正額自体は0円となります。

目の2. 退職者等療養給付費ですが、退職者医療制度は27年3月末に廃止されてはおりますけれども、経過的な対象者が残存しておりますので、減少傾向にあります。減額の7,394千円としているところでございます。

同項の目の3. 一般被保険者療養給付費ですけれども、補装具の給付や柔整と申しまして柔道整復師によります整体とかはり・きゅうなどが増加傾向にございます。こちらのほうが増加傾向にございまして575千円とさせていただいているところです。

8ページをごらんください。

同項、目の4になりますけれども、退職被保険者療養費につきましては、先ほども申し上げておりますとおり、経過的に対象者は残存しておりますので、医療給付費の見込みにつきましては、減額傾向にあります。そこで503千円を減額させていただいたところでございます。

中段あたりからになりますけれども、款の2. 保険給付費、項の2. 高額療養費ですが、目の1. 一般被保険者高額療養費につきましては、3,255千円の増額補正。

目の2. 退職被保険者等高額療養費につきましては、先ほどの御説明申し上げたとおり、被保険者が残存はしておりますけれども、医療給付費としてはさほど伸びがございませんで

したので、高額療養費自体は減少傾向にございます。そこで、減額の3,846千円としているところがございます。

目の3. 一般被保険者高額合算療養費及び目の4. 退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、よそよりも伸びが生じなかったため減額の790千円及び減額の190千円とそれぞれしているところがございます。

9ページをごらんください。

款の2. 保険給付費、項の5. 葬祭諸費、目の1. 葬祭給付費ですが、予想よりも支出が伸びなかったため減額の390千円としております。

中段にもございます款の8. 保健事業費、項の1. 特定健診等事業費、目の1. 特定健康診査等事業費ですが、900千円の減額としております。

最下段にもございます款の8. 保健事業費、項の2. 保健事業費、目の2. 疾病予防費につきましては、節の13. 委託料は実績に基づき人間ドック受診委託料を減額の109千円、各種健康診査委託料を減額800千円としているところがございます。

10ページをごらんください。

款の9. 基金積立金、項の1. 基金積立金、目の1. 財政調整基金積立金ですが、基金運用費88千円を積み立てることとしております。

中段にもございます款の11. 諸支出金、項の2. 繰出金、1. 一般会計繰出金ですが、338千円の補正としております。

最下段になりますけれども、予備費になります。款の12. 予備費、項の1. 予備費、目の1 予備費ですが、歳入の療養給付費交付金の交付決定額が減額となっていることから、給付費を調整するため予備費から10,193千円を減額いたしまして安定的な運用を確保したい考えとしております。

以上、議案第9号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第10号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

議案第10号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ですが、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入ですが、款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額2,596千円、合計78,074千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額8千円、合計10千円。

款の3. 繰入金、補正額233千円の減額、合計23,583千円。

款の5. 諸収入、補正額100千円の減額、合計893千円。

歳入合計2,271千円、合計103,480千円となります。

下段、3ページをごらんください。

歳出になります。

款の 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,363千円、合計100,914千円。

款の 3. 保健事業費、補正額100千円の減額、合計860千円。

款の 5. 予備費、補正額 8 千円、合計508千円。

歳出合計、補正額2,271千円、合計103,480千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の 3 ページをごらんください。

款の 1. 後期高齢者医療保険料、項の 1. 後期高齢者医療保険料、目の 1. 特別徴収保険料ですが、185千円の減額としておりますが、死亡、転出などによります減額補正としておるところでございます。

同項の目の 2. 普通徴収保険料につきましては、2,781千円の補正としておりますが、年齢到達などで新規に被保険者になった方、あるいは額改定となった方や特別徴収に移行するまでの期間、普通徴収で対応すべき方が普通徴収となりますので、そういったものに対応する補正としております。

中段でございます使用料及び手数料、項の 2. 手数料、目の 2. 督促手数料ですが、当初の見込みよりも督促手数料が増加するため 8 千円を補正しております。

下段の款 3. 繰入金、項の 2. 一般会計繰入金、目の 1. 一般会計繰入金ですが、保険基盤安定繰入金の交付決定がなされ減額233千円をさせていただいております。

4 ページをごらんください。

款の 5. 諸収入、項の 5. 受託収入、民生費受託収入につきましては、健診委託料を100千円減額する内容としております。

続きまして、歳出ですが、5 ページをごらんください。

款の 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項の 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目の 1. 後期高齢者医療広域連合納付金ですが、保険料徴収見込み額並びに保険基盤安定負担金の見込み額の変動によりまして2,363千円の補正としております。

中段でございます款の 3. 保健事業費、項の 1. 保健事業費、目の 1. 健康診査等事業費につきましては、歳入と同額の減額の100千円としておるところでございます。

下段でございます款の 5. 予備費、項の 1. 予備費、目の 1. 予備費につきましては、8 千円を補正し調整した上で不測の事態に備えたいという考えでございます。

以上、議案第10号の補足説明を終わります

引き続きまして、議案第13号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

平成30年度の予算編成は、国民健康保険の都道府県単位化、いわゆる広域化に伴い、市町村における予算編成もこれまでとは若干違ったものになっておりますので、あらかじめ申し

添えいたします。

議案第13号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計予算ですが、予算書2ページ、第1表の歳入歳出予算をごらんください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入ですが、款の1. 国民健康保険税176,994千円。

款の2. 一部負担金1千円。

款の3. 使用料及び手数料51千円。

款の4. 国庫支出金1千円。国庫支出金に関しましては、都道府県単位化により財政の責任主体が都道府県となるため、佐賀県の特別会計において一括した入りと出の管理となります。しかし、当面は前年度までの国庫支出金の精算業務が生じる可能性があるため、予算費目としては頭出しをしている状態というふうに御認識いただければと思います。

款の5. 県支出金698,620千円。先ほども申し上げたとおり、都道府県単位化により県が財政の責任主体となるため、佐賀県の特別会計において一括した入りと出の管理をいたします。佐賀県の特別会計で一旦受けた国庫金などは県支出金として各市町へ配分することとなります。これまで款の5は療養給付費交付金でしたけれども、当町の予算としては廃款となり、かわりに款の5に県支出金が繰り上がっているということになります。

款の6. 財産収入1千円。款の6は、これまでは前期高齢者交付金でしたが、都道府県単位化によりまして佐賀県の特別会計で一括して受けるため、当町の予算としては廃款となり、かわりに款の6には財産収入が繰り上がってきます。

款の7. 繰入金59,322千円。款の7は、これまでは県支出金でしたが、各款におきます廃款や繰り上げにより繰入金を款の7にすることで調整をしております。

款の8. 繰越金20,000千円。款の8は、これまで共同事業交付金でしたが、これも都道府県単位化により佐賀県の特別会計で一括して受けるため、当町の予算としては廃款となり、かわりに款の8には繰越金が繰り上がっております。

款の9. 諸収入1,019千円。款の9は、以前は財産収入でしたが、款の9に諸収入を繰り上げることで調整をしております。

次のページにまたがり3ページになりますけれども、歳入合計956,009千円となります。

歳入につきましては、昨年度まで12の款で構成をしておりましたが、国民健康保険の都道府県単位化によりまして9つの款で構成をしております。

ページをめくっていただき4ページをごらんください。

歳出になります。

款の1. 総務費8,131千円。

款の2. 保険給付費668,199千円。

款の3. 国民健康保険事業納付金258,272千円。これまで款の3には後期高齢者支援金等

でしたが、国民健康保険の都道府県単位化によりまして佐賀県の特別会計から社会保険診療支払基金へ支払われることとなります。当町の予算費目としては廃款となります。そのかわりに国民健康保険事業納付金制度が創設され、この款の3に新設するものです。この国民健康保険事業納付金を算定する上において基礎課税分、これは医療給付分になりますけれども、それと、後期高齢者支援金等及び介護納付金を課税対象または保険料算定対象として徴収し、佐賀県の特別会計へ納付することとなります。先ほど議案第5号の上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明中でも申し上げたとおりの内容がここに反映されてくるということになります。

款の4. 共同事業拠出金2千円。これまで款の4は前期高齢者納付金でしたが、国民健康保険の都道府県単位化によりまして佐賀県が納付することとなります。共同事業拠出金を繰り上げて調整をしております。

款の5が次に入ってくるはずなんですけれども、現在空欄にしております。本来は財政安定化基金拠出金という款が入ってくるのですが、これは国保運営が厳しくなったときに県が設置する財政安定化基金が資金を借り入れて、その返済金を充てる基金が佐賀県に創設をされますが、当初の基金造成は佐賀県にて行っておりまして、市町においての30年の拠出はございませんので、5を空欄にしているという状況でございます。

款の6. 保健事業費16,232千円。これまで款の6は介護納付金でしたが、介護納付金相当部分は新たな款の3. 国民健康保険事業納付金の中で算定をいたしますので、廃款となり保健事業費を繰り上げております。

款の7. 基金積立金1千円。

款の8. 公債費12千円。

款の9. 諸支出金1,300千円。

款の10. 予備費3,860千円。

款の7. 基金積立金から款の10. 予備費までについても他の款におきまして廃款や繰り上げが生じたため従来同様とさせていただきます。

なお、歳出につきましては、昨年度12の款で構成をしておりましたけれども、今年度9つの款で構成をしております。

歳出合計956,009千円となります。対前年度比といたしましては、9.67%のマイナスの減となっております。これは国庫支出金や社会保険診療支払基金からの交付金などが次年度の精算や2年後の精算といった手法がこれまでとられてきました。都道府県単位化によりましてそういった後期の取り扱い窓口が佐賀県となるため精算に関しての返還金や追加交付などの措置がほぼ必要なくなった状態となり予算的にスリム化したことが考えられるというふうに考えております。

次に、予算に関する説明書により説明をいたします。

予算書……（「課長、終わりましたか」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。補足説明の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、補足説明を再開いたします。

それでは、補足説明を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

それでは皆さん、申しわけございません。議案第13号 平成30年度上峰町国民健康保険特別会計予算説明書の3ページのほうを御参照ください。

まず、歳入のほうからの説明をいたします。

款の1. 国民健康保険税、項の1. 国民健康保険税、目の1. 一般被保険者国民健康保険税分の現年課税分は、徴収率95%、滞納繰越分は徴収率18%を見込んだところでの算出としております。

3ページから4ページにかけてになるんですが、同項の目の2. 退職被保険者等国民健康保険の現年課税分につきましては、徴収率を98%、滞納繰越分は18%を見込んでいます。

なお、国民健康保険の都道府県単位化、いわゆる広域化におきまして、標準税率の算定を行ってまいりまして、さまざまな多角的な議論、あるいはいろいろな検討を加えたところで、当町では税率を上げず、現行税率を据え置くこととしておりますので、あらかじめ申しおきをしておきます。

5ページをごらんください。

款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 療養給付費負担金、節の1. 過年度分1千円頭出しにつきましては、昨年度と比較するとかなりの減額になりますが、佐賀県が財政運営の責任主体となりますので、佐賀県の特別会計で受け入れをしていきますが、前年度分につきましては実績分について不足が生じた場合、清算事務として当町での歳入で受け入れるべきものでございますので、頭出しをしているところでございます。

ちなみに、これまでは一般被保険者分の療養給付費等の定率32%分を国庫負担金として受

け入れてきたものでございます。

中段になりますが、款の5. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 保険給付費等交付金ですが、1の普通交付金と2の特別交付金で構成されております。普通交付金は保険給付の実施、その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施のために交付させる趣旨のものであり、特別交付金は当該都道府県内の市町村の財政状況、その他の事情に応じた財政の調整のために交付される経費となっております。

同款で項の2. 財政安定化基金交付金、目の1. 財政安定化基金交付金、高額医療共同事業負担金1千円につきましては、高額な医療費につきまして、これは1件800千円超えになるんですけれども、国及び都道府県が市町村の拠出に対し4分の1ずつ負担するものとなっております。当初ベースでは頭出しという形で処理をしているところでございます。

ページをめくっていただきまして、6ページをごらんください。

款の7. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金59,321千円ですが、一般会計からの繰り入れ基準に基づいた保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金、事務費繰入金及び子どもの医療国保医療費繰入金となっております。

7ページをごらんください。

款の8. 繰越金、項の1. 繰越金、2. その他繰越金、前年度繰越金になりますけれども、20,000千円を見込んでおります。

ページの8ページをごらんください。

款の9. 諸収入、項の3. 雑入、目の1. 一般被保険者第三者納付金ですが、第三者行為に伴う納付金として1,000千円を見込んでおります。

9ページをごらんください。

ここから歳出になりますが、款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費ですが、国におきまして保険者努力支援制度を導入しており、医療費適正化の効果などに努力した市町村に対して支援することを目的としております。雇用している臨時職員に係る経費を国保医療適正化の事務に担わせることで国の交付金対象とし、一般財源からの諸支出を抑制することとしております。また、国民健康保険団体連合会とのデータのやりとりに係る経費、こういったものを盛り込んでいるところでございます。

10ページをごらんください。

款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金557,485千円ですが、大体一月当たり46,460千円程度で算定を行っております。

同項、目の2. 退職被保険者等療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金9,477千円ですが、一月当たり790千円ほどで算定をしている状況でございます。

11ページをごらんください。

下段になりますが、款の2. 保険給付費、項の2. 高額療養費、目の1. 一般被保険者高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金83,760千円ですが、一月当たり6,980千円で算定をしております。

同項、目2. 退職被保険者等高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金2,160千円につきましては、一月180千円にて算定を行ったところです。

13ページをごらんください。

下段のほうになりますけれども、款の3. 国民健康保険事業納付金、項の1. 医療給付分、目の1. 一般被保険者医療給付分、節の19. 負担金、補助及び交付金195,203千円及び目の2. 退職被保険者医療給付分、節の19. 負担金、補助及び交付金749千円につきましては、医療分として佐賀県の特別会計のほうに納付することとなります。

14ページをごらんください。

同じ款で項の2. 後期高齢者支援金分、目の1. 一般被保険者医療給付分、節の19. 負担金、補助及び交付金49,545千円及び目の2. 退職被保険者医療給付分、節の19. 負担金、補助及び交付金219千円につきましては、医療分と同じように佐賀県の特別会計に納付した後に後期高齢者医療制度に対する支援金という形になります。

同じ款で項の3. 介護納付金分、目の1. 介護納付金分、節の19. 負担金、補助及び交付金12,556千円ですが、佐賀県の特別会計に納付した後に、前述の後期高齢者支援金と同様に介護納付金として納付するものでございます。

款の3につきましては、国民健康保険の都道府県単位化に伴い創設された納付金制度に伴う予算構成とさせていただきます。

15ページをごらんください。

款の6. 保健事業費、項の1. 特定健康診査等事業費、目の1. 特定健康診査事業費、節の13. 特定健康診査委託料ですが、特定健診に要する委託料として5,366千円を計上してございます。

下段になりますけれども、同じ款の項の2. 保健事業費、目の2. 疾病予防費、節13. 委託料ですが、特定健診受診勧奨委託料1,500千円ですけれども、こちらに関しましては国保被保険者を対象といたしました健康インセンティブ事業として健診を受診された方にクーポンを配付し、町内フィットネスジムなどで運動習慣を定着させていく動機づけを与えようとする取り組みのものと栄養面の評価から減塩食品と引きかえができるようにし、健康意識を高める2つの仕組みを入れております。

運動のインセンティブのほうに関しましては、一般会計でも同様に被用者保険の方にも対応できるような形で仕組みを入れているようなところでございますので、お見知りおきのほどをお願いしたいというふうに思います。

また、特定健診の未受診者対策委託料なんですけれども、こちらは16ページになりますけ

れども、こちらのほうにつきましては、特定健診を受診していない方などに受診を勧奨するものです。いずれの事業も受診率向上のための取り組みとしておりますので、よろしくお願いをいたします。

ページ17になりますけれども、ごらんください。

款の8. 公債費ですが、以前からございます項の1. 公債費に加えまして項の2. 広域化支援基金償還金及び項の3. 財政安定化基金償還金が加わっております。

広域化支援基金からの貸し付けといたしましては、保険財政広域化支援事業貸付金として、市町村の合併、あるいはその他の国民健康保険事業の運営の広域化に伴います保険料の平準化に必要な費用に充てるため、広域化を行った市町村に対し貸し付ける資金というような名目になっております。また財政安定化基金償還金は、国保運営が厳しくなった際に財政安定化基金から貸し付けを受け返済を行うための費目になっております。

両者とも現段階におきまして、貸し付けを受ける予定はございませんが、頭出しのみを行っている状況でございます。

18ページをごらんください。

款の9. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、目の1. 一般被保険者保険税還付金につきましては前年度と同様に1,000千円を、目の2. 退職被保険者等保険税還付金につきましては100千円を見込んでおります。

款の10. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費ですが、不測の事態の際に使用する経費として3,860千円を見込んでございます。

以上、議案第13号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

議案第14号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算ですが、予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算をごらんください。

第1表 歳入歳出予算。歳入。

後期高齢者医療保険料76,884千円。

款の2. 使用料及び手数料2千円。

款の3. 繰入金25,914千円。

款の4. 繰越金1千円。

款の5. 諸収入1,041千円。

歳入合計103,842千円となります。

3ページをごらんください。

歳出。

款の1. 総務費2,114千円。

款の 2. 後期高齢者医療広域連合納付金100,188千円。

款の 3. 保健事業費1,008千円。

款の 4. 諸支出金32千円。

款の 5. 予備費500千円。

歳出合計103,842千円となります。対前年度比といたしましては、8.4%の増としております。

次に、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の 3 ページをごらんください。

歳入ですが、款の 1. 後期高齢者医療保険料、項の 1. 後期高齢者医療保険料、目の 1. 特別徴収保険料44,596千円及び目の 2. 普通徴収保険料32,287千円につきましては、現在の調定見込額によるところでの算定となります。

下段の款の 3. 繰入金、項の 2. 一般会計繰入金、目の 1. 一般会計繰入金、節の 2. 保険基盤安定繰入金23,301千円につきましては、低所得者への保険料軽減対策に対し県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 負担を行い、財政基盤の安定を図るため一般会計からの繰入金となっております。

4 ページ、最上段になりますが、同目の節の 3. 一般会計繰入金、高齢者医療制度円滑運営事業費繰入金1,613千円ですけれども、後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しに係るシステム改修事業費に係る国庫補助、これは100%の国庫補助になりますけれども、それとなります。

歳出になりますけれども、少し飛びまして、6 ページのほうをごらんください。

款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、それと目の 1. 一般管理費、節の13. 委託料ですけれども、後期高齢者医療保険料システム改修委託ですが、先ほど歳入のほうで御説明申し上げました後期高齢者医療円滑運営事業繰入金1,613千円を充当する形の予算構成としております。

次に、7 ページのほうをごらんください。

款の 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項の 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目の 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金100,188千円につきましては、歳入の保険料、保険基盤安定繰り入れ等の合算額を広域連合に納付するものでございます。

以上、議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号及び議案第18号の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。この 2 つの議案は関連がございますので、2 議案を順次御説明させていただきますことと思っております。

今回上程しております仮契約の議案につきましては、運行形態の見直しを行っております

通学福祉バスのいわゆる通学バスの部分、通学部分に当たる2台の車両の調達に関してのものと御理解いただければ幸いです。

議案第17号のほうですが、買入れる動産といたしましては、通学用のバス、日野ポンチョショート1ドアタイプとなります。数量に関しては1台となっております。

買入れの相手方、つまり契約の相手方になるんですけれども、こちらは佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1581-5、名称は有限会社三田川ダイハツ、代表者、代表取締役、空閑彰彦。

買入れ金額は22,504,834円、これは税込額というふうになります。

契約の締結方法は指名競争入札で行っております。

仮契約日は平成30年2月8日となっております。

議案第18号のほうになりますけれども、買入れる動産といたしましては通学用バス、日野ポンチョロング1ドアタイプ。こちらのほうはロングというふうになっております。こちらのほうも数量は1台でございます。

買入れの相手方につきましては、同じく住所、佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1581-5、名称、有限会社三田川ダイハツ、代表者氏名、代表取締役、空閑彰彦。

買入れ金額は税込で22,425,442円となっております。契約締結の方法は指名競争入札となっております。

仮契約日も同じく平成30年2月8日というふうになっております。

指名競争入札につきましては、佐賀県の東部——佐賀市より東に本店または支店があります車検、点検などを土日に対応でき、かつ大型車を収納できる事業者を4事業者選定しております。1月29日に入札資料の配付、2月6日に入札を執行しております。

以上、議案第4号、第5号、第9号、第10号、第13号、第14号、第17号及び第18号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんこんにちは。私のほうからは議案第6号及び第7号について補足説明をしたいと思っております。お手元に資料の御準備をお願いいたします。

両条例改正ともに条項の根拠たる共通の法律の改正に伴うものでございますので、一括して説明をしたいと思っております。

まず、議案第6号 上峰町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本条例は従前より企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、工場立地法の特例措置としまして工場等の敷地に対す

る緑地及び環境施設の面積の割合について緩和を行っているものでございます。今回の条例改正は、先般、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正をされ、法律名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改められたことを受けまして、まず第1条の条例の趣旨、それから第3条の区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合における根拠法令の名称、条項及び字句の変更を行うものでございます。

なお、根拠法令の名称等の変更に伴うもの以外に内容の変更はなく、市町及び県が作成した基本計画内の一定の区域における工場等については従前どおり法準則で定めている緑地及び環境施設の工場敷地に対する面積の割合を本条例によって緩和することとしております。

具体的には、緑地については法定値の100分の20以上を本条例で100分の10以上に、また環境施設につきましては法定の100分の25以上を100分の15以上に緩和することとしております。

続きまして、議案第7号 上峰町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本条例は従前より地方税法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、市町及び県が作成した基本計画内の一定の区域において、工場等の施設を設置した者について固定資産税の免除を行っているものでございます。

本条例の改正につきましても、冒頭に触れましたように、一連の法改正に伴い、まず第1条の目的、それから第2条の課税免除の要件中の根拠法令の名称、条項及び字句の変更を行うものでございます。このため条例の基本的な体系については従前のものを踏襲しておりますけれども、課税免除の対象につきましては従前の法令におきまして、製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業及び自然科学研究所に対象が限定されていたものが、法令の改正によりまして、業種指定という形ではなく、製造業に限らずサービス業等も含む地域経済牽引事業として整備をされている点が変わってきております。

以上、議案第6号及び第7号の条例改正案についての説明となります。どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（高島浩介君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、議案第8号、第12号、第15号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第8号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第6号）、こちらにつきまして補足説明をいたします。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

初めに、補正総額になりますが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、こちら

のほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款の1. 町税、補正額マイナス4,020千円、計1,362,813千円。

款の2. 地方贈与税、補正額マイナス300千円、計31,200千円。

款の3. 利子割交付金、補正額900千円、計2,100千円。

款の6. 地方消費税交付金、補正額9,100千円、計169,000千円。

款の7. 自動車取得税交付金、補正額2,660千円、計7,000千円。

款の8. 地方特例交付金、補正額457千円、計6,528千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額マイナス2,525千円、計38,379千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額マイナス1,800千円、計76,832千円。

3ページのほうをお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、補正額マイナス26,149千円、計453,827千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、補正額マイナス2千円、計8,285千円。

款の15. 県支出金、補正額マイナス20,114千円、計264,741千円。

款の16. 財産収入、補正額3,783千円、計3,790千円。

款の17. 寄附金、補正額803,507千円、計6,825,014千円。

款の18. 繰入金、補正額644,568千円、計6,817,119千円。

款の20. 諸収入、補正額マイナス2,717千円、計64,145千円。

4ページのほうをお願いいたします。

歳入合計、補正額1,407,348千円、計17,461,798千円。

続いて5ページ、歳出のほうをお願いいたします。

歳出。

款の1. 議会費、補正額マイナス546千円、計77,274千円。

款の2. 総務費、補正額1,528,851千円、計13,730,538千円。

款の3. 民生費、補正額マイナス62,413千円、計1,257,688千円。

款の4. 衛生費、補正額マイナス5,598千円、計629,830千円。

款の6. 農林水産業費、補正額マイナス19,720千円、計363,150千円。

款の8. 土木費、補正額マイナス9,720千円、計256,734千円。

6ページのほうをお願いいたします。

款の9. 消防費、補正額マイナス2,857千円、計173,027千円。

款の10. 教育費、補正額マイナス20,649千円、計492,863千円。

歳出合計1,407,348千円、計17,461,798千円。

続きまして、7ページのほうをお願いいたします。

第2表 繰越明許費のほうでございます。読み上げて御説明をいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、事業名、コミュニティーバス等購入26,300千円。コミュニティーバス運行に伴います中型バス1台、それから予約型乗り合いタクシー2台、計3台の車両を購入するものです。

以上を繰越事業として取り組みます。

それでは、主な補正内容について御説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書、こちらの3ページを願います。

2の歳入のほうでございます。

款の1. 町税、項の1. 町民税、目の1. 個人、節の1. 現年課税7,000千円。

そのすぐ下のほうになります、目の2. 法人、節の1. 現年課税マイナス21,000千円。

その下の欄に移りまして、款の1. 町税、項の2. 固定資産税、目の1. 固定資産税、節の1. 現年課税13,500千円。

次、1枚めくりまして、4ページのほうをお願いいたします。

款の1. 町税、項の4. たばこ税、目の1. たばこ税、節の1. 現年課税マイナス4,900千円。

5ページをお願いいたします。

款の6. 地方消費税交付金、項の1. 地方消費税交付金、目の1. 地方消費税交付金、節の1. 地方消費税交付金9,100千円。これらにつきましては、全て税関係の決算見込みの見直しによるものでございます。

1枚めくりまして、6ページのほうをお願いいたします。

1番上の欄になってまいります。款の11. 分担金及び負担金、項の2. 負担金、目の1. 民生費負担金、節の1. 児童福祉費負担金で保育所入所負担金マイナス3,100千円。

次、7ページをお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の4. 施設型給付費国庫負担金、こちらのほうで子どものための教育・保育給付費負担金マイナス25,828千円。これらにつきましては入所者見込み数の見直しによるもので、関連します歳出のほうは後ほど御説明をいたします。

下に移りまして、節の9. 障害者福祉費負担金で11,070千円。給付者数の見込み見直しによるもので、こちらに伴います歳出のほうも後ほど御説明をいたします。

1枚めくりまして、9ページのほうをお願いいたします。

中段になりますが、款の13. 国庫支出金、項の3. 国庫委託金、目の1. 総務費委託金、節の2. 衆議院議員選挙委託金マイナス3,463千円。こちらは選挙の終了によります選挙費用の確定によるものでございます。

1枚めくりまして10ページをお願いいたします。

款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の1. 民生費負担金、節の2. 施設型給付費県費負担金マイナス14,473千円。こちらにつきましては、先ほど御説明をいたしました施設型給付費国庫負担金の減額に伴います県費の減額分でございます。

下に移りまして、節の7. 障害者福祉費負担金5,535千円、先ほど御説明をいたしました障害者福祉費国庫負担金、こちらの県費分でございます。

11ページをお願いいたします。

款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の4. 農林水産業費補助金、節の1. 農業費補助金、右の説明欄の中段になりますが、多面的機能支払補助金マイナス5,277千円。こちらにつきましては、大字堤地区農地・水・環境向上活動協議会、こちらのほうへの補助金が今年度取りやめにやったためでございます。これに伴います歳出のほうは後ほど御説明をいたします。

1枚めくりまして、12ページをお願いいたします。

最下段のほうになりますが、款の17. 寄附金、項の1. 寄附金、目の1. 総務寄附金、節の1. 総務寄附金、右の説明欄の中段のほうになりますが、3,500千円。こちらにつきましては、法人1社様より御寄附をいただいたものでございます。

次に、その下のほうになりますが、ふるさと納税寄附金8億円。寄附の増加見込みによるものでございます。こちらに伴います歳出のほうも後ほど御説明をいたします。

13ページのほうをお願いいたします。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金14,597千円。今回の補正に伴います財源調整分ということでございます。これによりまして財調のほうの積立額は519,855千円となっております。

下のほうに移りまして、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金629,633千円、先ほどのふるさと納税寄附金の増加に伴います返礼品等の経費として繰り入れを行うものでございます。

1枚めくりまして、14ページをお願いいたします。

款の20. 諸収入、項の3. 受託事業収入、目の3. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入、節の1. 町内遺跡発掘調査事業費マイナス4,074千円。こちらにつきましては、業務の都合等により事業実施を見送ったための減額ということでございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

16ページのほうをお願いいたします。

一番上の欄になりますが、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の3. 職員手当等、右の説明欄の下段になりますが、退職者特別負担金5,419千円、早期退職者分の負担金ということで佐賀県市町総合事務組合のほうへ支払うものでございます。

17ページのほうをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、節の13. 委託料、右の説明欄のほうですが、アクロシティ改修委託料マイナス4,200千円。マイナンバーカード及び住民票への旧姓併記システム、こちらの改修費ということでございましたが、国の改修内容のほう変動しているということで、翌年度へ延期するものでございます。

1枚めくりまして、18ページをお願いいたします。

目の10. ふるさと納税費、節の8. 報償費、ふるさと納税謝礼536,500千円。節の12. 役務費、クレジット決済手数料15,704千円。節の13. 委託料、ふるさと納税業務委託料28,518千円。節の14. 使用料及び賃借料、ふるさと納税ポータルサイト利用料49,421千円。これらにつきましては、先ほど歳入で御説明をいたしましたふるさと納税寄附金基金繰入金、こちらに伴います歳出のほうとなっております。

下のほうに移りまして、節の25. 積立金914,974千円。先ほど、歳入のほうで御説明をいたしましたふるさと納税寄附金の増額分、これらを積み立てるものでございます。

ページのほうが飛びますが、22ページのほうをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の2. 障害者福祉費、節の20. 扶助費、右側説明欄中段のほうになりますが、介護・訓練等給付費22,141千円。先ほど、歳入のほうで御説明をいたしました障害者福祉費負担金、こちらのほうの国庫及び県費負担金の増額に対します支出増ということで、給付者数の見込み見直しによるものでございます。

1枚めくりまして、24ページのほうをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金、右の説明欄上段ですが、障害児保育事業費補助金マイナス5,318千円。同じく最下段のほうになりますが、一時預かり事業補助金マイナス6,059千円。こちらにつきましては、事業実績による見直しということでございます。

節の20. 扶助費、特定教育・保育施設型給付費マイナス55,000千円。先ほど、歳入のほうで御説明をいたしました子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び施設型給付費県費負担金、こちらの減額に対します支出減となっております。保育所入所者数見込みの見直しによるものということでございます。

下のほうに移りまして、目の2. 児童措置費、節の20. 扶助費、児童手当マイナス3,000千円。申請実績による見直しによるものでございます。

1枚めくりまして、26ページのほうをお願いいたします。

款の4. 衛生費、項の2. 清掃費、目の2. し尿処理費、節の19. 負担金、補助及び交付金、右の説明欄の上段になりますが、三神地区環境事務組合運営負担金マイナス4,887千円。今年度の運営費の清算見込みによるものということでございます。

1枚めくりまして、28ページのほうをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の3. 農業振興費、節の19. 負担金、補助及

び交付金、多面的機能支払補助金マイナス7,119千円。すぐ下になりますが、節の23. 償還金、利子及び割引料、多面的機能支払補助金返還金4,304千円。これらは、先ほど歳入のほうで御説明をいたしました多面的機能支払補助金の減額に対します歳出となっております。

下に移りまして、目の5. 土地改良費、節の19. 負担金、補助及び交付金、右側説明欄の下段のほうになりますが、農業水利施設ストックマネジメント事業補助金マイナス4,900千円。これにつきましては、国のほうの事業費の減額に伴うものということでございます。

すぐ下のほうになりますが、目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰出金、農業集落排水特別会計繰出金マイナス10,607千円。こちらは農業集落排水特別会計の決算見込みによるものでございます。

以上で議案第8号の補足説明のほうを終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号 平成30年度上峰町一般会計予算、こちらにつきまして補足説明をさせていただきます。

今回の当初予算のほうにつきましては、予算規模としましては対前年比で105.7%ということ伸びておりますが、この要因としましては、平成29年度が骨格的予算編成ということであったためでありまして、6月の肉づけ補正予算後の比較としましては100.77%ということ微増ということになっております。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算をお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。款、それから金額の欄を読み上げて御説明とさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算。歳入。

款の1. 町税1,337,575千円。

款の2. 地方譲与税30,800千円。

款の3. 利子割交付金1,400千円。

款の4. 配当割市町村交付金2,400千円。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金2,600千円。

款の6. 地方消費税交付金170,000千円。

款の7. 自動車取得税交付金5,600千円。

款の8. 地方特例交付金6,300千円。

3ページのほうをお願いいたします。

款の9. 地方交付税914,568千円。

款の10. 交通安全対策特別交付金1,649千円。

款の11. 分担金及び負担金38,029千円。

款の12. 使用料及び手数料76,813千円。

款の13. 国庫支出金509,585千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金8,285千円。

款の15. 県支出金308,411千円。

4ページのほうをお願いいたします。

款の16. 財産収入8千円。

款の17. 寄附金4,000,193千円。

款の18. 繰入金3,864,703千円。

款の19. 繰越金50,000千円。

款の20. 諸収入46,052千円。

款の21. 町債179,000千円。

歳入合計11,553,971千円。

続きまして、歳出のほうになります。

款の1. 議会費78,252千円。

款の2. 総務費7,727,530千円。

款の3. 民生費1,328,905千円。

款の4. 衛生費632,888千円。

款の6. 農林水産業費361,550千円。

6ページのほうをお願いいたします。

款の7. 商工費15,402千円。

款の8. 土木費246,840千円。

款の9. 消防費171,354千円。

款の10. 教育費556,144千円。

款の11. 災害復旧費49千円。

7ページのほうに入ります。

款の12. 公債費415,057千円。

款の14. 予備費20,000千円。

歳出合計11,553,971千円。

8ページのほうをお願いいたします。

第2表 地方債のほうでございます。

第2表 地方債。起債の目的、臨時財政対策債、限度額179,000千円。起債の方法、普通貸借、または証券発行、利率年利4%以内。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによると、このような概要となっております。

これで議案第12号、こちらのほうの補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第15号 平成30年度上峰町土地取得特別会計予算、こちらにつきまして補足説明をさせていただきます。

それでは予算書のほうの準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算、こちらのほうでございます。

まず、歳入でございます。款、それから金額の欄を読み上げさせていただきます。

款の1. 財産収入11千円。

款の2. 繰入金1千円。

款の3. 繰越金1千円。

款の4. 諸収入1千円。

歳入合計14千円。

3ページのほうをお願いいたします。

歳出のほうになってまいります。

款の1. 土木費13千円。

款の2. 予備費1千円。

歳出合計14千円。こちらにつきましては、前年度同様、変動はあっていないところでございます。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、議案第11号及び議案第16号について補足説明させていただきます。

まず、議案第11号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）の補足説明でございます。

それでは、お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入のほうからでございます。款、補正額、計の順に順次読み上げて説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の1. 分担金及び負担金、補正額5,400千円、計8,400千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額3,902千円、計146,802千円。

款の4. 財産収入、補正額30千円、計31千円。

款の 5. 繰入金、補正額マイナス10,607千円、計249,314千円。

款の 6. 繰越金、補正額ゼロ、計4,732千円。財源の入れかえの関係で上がっております。

歳入合計、補正額マイナス1,275千円、計550,851千円。

続いて、歳出でございます。

下段、3ページをごらんください。

歳出。

款の 1. 総務費、補正額マイナス1,021千円、計168,700千円。

款の 3. 公債費、補正額マイナス254千円、計378,178千円。

款の 4. 補正額ゼロ、計3,973千円。こちらも財源の入れかえの関係上、計上されております。

歳出合計、補正額マイナス1,275千円、計550,851千円となります。

次に、予算書4ページ、第2表 繰越明許費をごらんください。

款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、事業名、江迎地区管路移設工事、金額14,570千円でございます。これについては、上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）及び専決1号において議決承認いただきました工事請負費14,570千円について次年度へ繰り越して使用するものでございます。

それでは、補正内容について御説明させていただきます。

次ページ、平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2. 歳入でございます。

まず、款の 1. 分担金及び負担金、項の 1. 分担金、目の 1. 分担金、節の 1. 分担金、受益者分担金新規加入分5,400千円でございます。こちらにつきましては、農業集落排水施設への新規加入27件分の分担金であり、主なものとして宅地分譲開発者に伴う新規加入24件となっております。

次に、款の 2. 使用料及び手数料、項の 1. 使用料、目の 1. 使用料、節の 1. 処理施設使用料3,902千円でございます。内容につきましては、一般家庭及び事業所の加入増に伴う現年度使用料3,820千円及び過年度使用料82千円の増額となっております。

次に、款の 4. 財産収入、項の 1. 財産運用収入、目の 1. 利子及び配当金、節の 1. 利子及び配当金30千円でございます。こちらは農業集落排水事業減債基金の利子分でございます。

次に、5. 繰入金、項の 1. 繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節の 1. 一般会計繰入金マイナス10,607千円。歳入における増収分と歳出における減額分について、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節12. 役務費、事業所など水質検査料マイナス126千円でございます。これにつきましては、下水道処理施設の水質が著しく悪化した場合に、原因となる事業所を特定するため計上しているものでありますが、今年度において、そのような事案は発生していないため減額するものであります。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の2. 減債基金費、節25. 積立金31千円でございます。先ほど、歳入で説明しました基金利子収入分を全額積み立てるものでございます。

次に、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金でございます。補正額はありますが、財源の入れかえに伴い表示されております。

次に、款の1. 公債費、項の1. 公債費、目の2. 利子、節23. 償還金、利子及び割引料マイナス254千円でございます。償還金、利子のマイナス164千円につきましては、資本費平準化債への借りに伴うものでございます。一借利子マイナス90千円につきましては、一時借入れを実施していないため、不用額のための減額補正分となっております。

最後に、款の4. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費でございます。補正額はございませんが、財源の入れかえに伴い表示されているものでございます。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号 平成30年度上峰町農業集落排水特別会計、当初予算の補足説明をさせていただきます。

今回の予算規模といたしましては、総額540,961千円で、昨年度に比べまして20,128千円増となっております。3.9%増の予算となっております。主な要因としましては、公課費——消費税及び地方消費税の増額、あと償還元金の増が主なものとなっております。

それでは、お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算をごらんください。

まず、歳入のほうからでございます。款、金額の順に順次読み上げて説明いたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

1. 分担金及び負担金200千円。

款の2. 使用料及び手数料144,737千円。

款の3. 県支出金7,000千円。

款の4. 財産収入1千円。

款の5. 繰入金261,220千円。

款の6. 繰越金1千円。

款の7. 諸収入2千円。

款の8. 町債127,800千円。

歳入合計540,961千円となっております。

続いて、歳出でございます。

下段3ページをごらんください。

歳出。

款の1. 総務費142,802千円。

款の2. 事業費9,060千円。

款の3. 公債費386,099千円。

款の4. 予備費3,000千円。

歳出合計540,961千円となっております。

1ページめくっていただきまして、予算書4ページ、第2表 地方債でございます。

起債の目的、下水道事業資本費平準化債、限度額127,800千円。起債の方法、普通貸借、または証券発行。利率、年利4%以内。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによるという内容でございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。

次のページ、平成30年度上峰町農業集落排水特別会計予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

款の1. 分担金及び負担金、項の1. 分担金、目の1. 分担金、節の1. 分担金、受益者分担金新規加入分200千円でございます。

款の2. 使用料及び手数料、項の1. 使用料、目の1. 使用料、節の1. 処理施設使用料、現年度使用料144,000千円。主に平成29年度分の加入件数の増によるもので、前年度に比べて3,000千円ほど増額となっております。過年度使用料につきましては、737千円を計上させていただいております。

款の3. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の1. 低コスト補助金、説明欄、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金7,000千円でございます。坊所処理区及び前牟田処理区の2地区の機能診断調査及びその調査結果に基づく最適整備構想計画策定に対する補助金となっております。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金258,958千円。

続いて、目の2. 農業集落排水減債基金繰入金、節の1. 農業集落排水事業減債基金繰入金2,262千円です。

款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の3. 資本費平準化債127,800千円でございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。

歳入同様、主なものについて説明させていただきます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節11の1. 消耗品費2,151千円でございます。前年度よりも600千円ほど増額となっております。主なものとしまして、年度末に新規加入申し込みがあり、真空弁ユニットの在庫がない状況であるため、在庫分1個の購入費として1,100千円、そのほかに真空弁のオーバーホール部材の購入費として1,000千円として計上させていただいております。

続きまして、11の同じところですね。11の6. 修繕料8,000千円でございます。昨年と同額程度の計上となっております。主なものとして江迎処理場の真空ポンプ1台4,300千円、前牟田処理場の圧送ポンプ1台1,400千円、切通処理場のマンホールポンプ1台1,150千円となっております。その他、緊急時対応分として1,150千円程度を計上させていただいております。

続きまして、節の13. 委託料、説明欄の農業集落排水処理施設維持管理委託料120,168千円でございます。平成29年度に3年間の長期継続契約を締結しております。

続きまして、その下段、下水道使用料徴収事務委託料4,307千円です。昨年と同額となっております。

続きまして、次ページ中ほど、節15. 工事請負費850千円、量水器取りかえ工事850千円です。こちらにつきましては、農業集落排水に加入されている事業者で井戸水等を使用されている事業者には設置している量水器を計量法の規定に基づき更新する費用となっております。2カ所の撤去及び12カ所の交換費用となっております。

続きまして、同ページ、節27. 公課費4,517千円でございます。平成29年度事業分の予定納付分となっております。

1枚めくっていただきまして、8ページをお願いいたします。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の13. 委託料9,008千円でございます。農業集落排水施設、坊所及び前牟田地区の機能診断調査委託料3,953千円及び下段の農業集落排水施設最適整備構想計画策定委託料3,305千円でございます。前段については、坊所及び前牟田の処理施設における機器などの状態、処理施設の診断及び各施設の状態を把握するための調査を行うものであり、後段はその調査結果をもとに最適整備構想計画の策定をするものであります。

続きまして、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節23. 償還金、利子及び割引料325,620千円。前年度に比べまして13,244千円の増額となっており、大きな増額の要因は据え置き期間満了に伴う元金償還が始まったことによるものでございます。

続きまして、その下段、目の2. 利子、節23. 償還金、利子及び割引料60,479千円です。説明欄の償還利子60,389千円については、前年度に比べて5,577千円減額となっており、償還元金の減によるものでございます。

以上、議案第11号及び第16号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜ります

ようお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号の上程及び提案理由の大要説明を求めます。

○5番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。私のほうから議案第19号を提出させていただきます。

平成30年3月2日

上峰町議会議長 寺崎太彦様

提出者

上峰町議会議員 漆原悦子

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、標記議案を別紙のとおり提出します。

（提案理由）

長期欠席をした場合の議員の報酬を減額するため、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。

続きまして、読み上げて議案第19号の説明をいたします。

議案第19号

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上峰町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第7条を第10条とし、第6条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

（期末手当の減額）

第7条 前条の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の期間において、議員報酬が減額して支給された月があるときの期末手当の額は、当該議員の期末手当に、欠席期間における減額期間の区分に応じて、第4条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日以前6箇月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、割合の

率の小さい方を適用する。

(欠席期間の適用除外)

第8条 議員が、次に掲げる事由により会議等を欠席した期間は、欠席期間に含まないものとする。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年佐賀県市町総合事務組合条例第26号）に基づき認定された公務又は通勤による災害
- (2) 女性の議員の出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項本文に規定する期間の範囲内に限る。）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者
- (4) その他議長が特に必要と認める場合

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(議員報酬の減額)

第4条 第1条の規定にかかわらず、議員が自己都合、疾病その他の事由により、定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、議員の派遣及び委員の派遣（以下「会議等」という。）を欠席した場合は、当該議員の議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の月額、第1条に規定する議員報酬の月額に、当該議員が会議等を欠席した日から、会議等に出席した日又は復帰届出書に記載された復帰日（以下「復帰日」という。）のいずれか早い日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）における減額期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

減額期間	割合
90日を超え180日以下の期間	100分の80
180日を超え365日以下の期間	100分の70
365日を超える期間	100分の50

3 前項の規定は、欠席期間が90日、180日又は365日を経過した日の属する月の翌月から、復帰日の属する月（以下「復帰月」という。）まで適用する。ただし、欠席期間が90日を経過した日の属する月と復帰月が同一の場合は、復帰月の翌月に支給する議員報酬に適用する。

附則第2項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次ページからの新旧対照表はお目通しをお願いします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案審議の途中ではございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2時30分まで休憩いたします。休憩。

午後2時16分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

日程第6 議案第8号

○議長（寺崎太彦君）

日程第6. 議案審議。

議案第8号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第6号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

2点ほどお尋ねをさせていただきます。

町長の施政方針をじっと耳をかすめて聞いておりましたが、平成30年度における意気込みがうかがえたところでございます。

また、そういった中で、第8号議案の補正でございますが、1,407,348千円の補正がされております。そういう中で17,461,798千円と、上峰町始まって以来の大きな金額となっておりますところでございます。

そういった中で、歳入のほうで1つだけお尋ねをさせていただきます。

1,407,348千円の中で、ふるさと納税寄附金が803,507千円というふうになっておるようでございます。

そういった中で、18ページになりますが、説明はいただきましたけれども、ふるさと納税費の中で、説明額のふるさと納税謝礼費536,500千円、それから、クレジット決済の15,704千円、ふるさと納税業務委託料28,518千円、それから、ふるさと納税ポータルサイト49,421

千円というふうになっております。積み金が914,974千円ですね。ふるさと納税の補正が803,000千円となっておりますが、これを足し算すると914,000千円という金にはなりますが803,000千円に対して914,974千円の積み立てとなっておりますが、約110,000千円近い金がどこから来ないという数字にはならないと思うので、その説明を1点だけお願いします。

それから、もう一点でございますが、28ページ、目の5. 土地改良費、その説明欄の農業水利施設ストックマネジメント事業補助金、マイナスの4,900千円について詳しく説明方をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

これは、ふるさと納税の寄附が大変多いということに伴い次年度に送る未払い返礼品というものが発生するということと、昨年度の未払い返礼品の支出というものが3カ年にわたって行われることから生じる誤差だと思いますけれども、詳細については、まち・ひと・しごと創生室長のほうから御質問に対するお答えをさせていただきたいと思いますが、今言われたのは、予算書上の合計合算額が、当然、積立金として計上されるべき金額に足りないというような御趣旨でしょうか。それであれば、詳細について、まち・ひと・しごと創生室長のほうからお答え申し上げます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

吉富議員の御質疑の中で、今回、寄附金を歳入としまして8億円計上しておりますが、それに対して、通常であれば積立金がイコールではないかという御質疑であったかと思えます。

これにつきましては、原則としてイコールになりますが、ただ、昨年度の寄附金について、基金の閉鎖を3月31日付とする関係で、そこで基金の積立金をある程度実績見込み額で上げざるを得ないという事務手続になっておりまして、したがって、昨年度、積み立てができなかった分が差額の1億円余りというふうになっております。その分が8億円と、この914,974千円というふうになっております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、110,000千円の金額というものは、28年度の詳細の金額の余りの分が110,000千円ありましたよと、それを合わせて914,000千円の積み金になりますよということですよ。これ、27年度については、もうネット上では決済がきちっと終わった数字が出ておりますので、28年度はまだ終わってないよということで理解してよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

28年度の決算はもう終了しておりますが、決算に伴って28年の寄附額も確定をしたわけでございますけれども、ただ、基金の積み立てというものが28年度末までにできなかったものがありまして、それを合算したところで今年度に積み立てをするということで、それと今年

度入った寄附金を合算して今年度の積み立てをすべき寄附金というふうに所要額が決まりまして、その必要なものを今回計上しているという状況でございます。

○町長（武廣勇平君）

ただいま室長が申し上げたとおりでございます。ちょっとわかりにくい部分があるかもしれませんが、基本的な決算については、28年度というものは確定をしておりますが、出納閉鎖期間を含めて、やはり次年度に未払いの返礼品額というのは出てまいっております。それは、多く寄附金を集められて遅滞を招いている自治体はどの自治体も起こっておりますが、上部団体とも確認の上、このような処理の仕方をせざるを得ないという状況にあるようでございます。

よって、議員の皆様方には、予算書、決算書を見渡しても非常にわかりにくくなっているようなところもあるかもしれませんが、その軌跡は全て予算書上にしっかり残しているというような書き方をしておりますので、計算をしていくとわかってくるような仕組みになっております。

今申し上げましたように、28年度決算ベースは、27年の未払い返礼品と29年度に未払い返礼品として処理できなかったものというものが同時に含まれてございますので、この点を御了解いただいた上で予算書等を読んでいただければというふうに思います。

○7番（吉富 隆君）

私は単純にお尋ねをしたんですよ。ただ、8,030千円がふるさと納税で出てきておるわけでしょう。そしたら、積み金が910,000千円と、それはあり得ないだろうと、じゃ、どこから来たという金ですよ。それがやっぱり今、町長言われるように、出納閉鎖までの問題もあります。それと、件数が多いということも理解しておりますので、ただ、こういった金をここに一緒にやっていますよということであれば僕は理解するんですよ。ただ、わかりづらいですもんね、予算書を見ては、なかなか。だからといって透明性をきちっとしなさいというわけにもいかない部分があるだろうと思います。やっぱり件数が何十万件という件数であるので、そういったことが出てくるだろうと、今後もやっぱり出てくるんですよ、こういうことは。もうそういうふうに理解しておけばよろしゅうございますか、今後も出ますよと。

○町長（武廣勇平君）

このような処理が一番全てのプロセスを全てあらわすことに予算書上なりますし、処理についてはなるべく3月31日までのものについては5月31日までに処理したいという旨ありますけれども、民間に委託して処理件数は大幅に上がっておりますが、27年度に、一番最初にふるさと納税で寄附金が多く集まったときが20億円の基金に対して10億円積み立てたということですが、かなりその分の大部分が翌年度に未払い費として残っておったことが原因となっていると思っております。よって、今後、処理件数を飛躍的にふやしていく中で、こう

いったことなるべく起きないようにしたいというふうに思っております。

また、1つ原因というふうに考えられるのが、12月の集中期間にワンストップの処理が非常に大変になっているということでもありますので、この部分の省力化、効率化を図っていく仕組みを導入するべく、当初予算にはその予算等も含めた提案をさせていただいているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

ふるさと納税につきましては、町長を初め、いろいろな方の御尽力によって70億円近い寄附金というふうになっておりますので、びっくりするような金額ですよ。そうしますと、これはやっぱり皆さんの御努力のたまものだと感謝しなければならないし、今後についても、もう大変難しい問題とはいえ、御尽力をいただけるように強くお願いをして、この項を終わらせていただきます。

○産業課長（小野清人君）

それでは、続きまして、私のほうから、28ページ、土地改良費の中の農業水利施設ストックマネジメント事業補助金4,900千円の減の説明をいたします。

この事業につきましては、三養基西部土地改良区で団体営をしていただいている分に町のほうから17.5%の補助をやっているという事業でございます。当初予算が44,000千円の工事を行う予定でしたが、国、県からの事業費が16,000千円に減になったと。その関係で16,000千円の17.5%ということで2,800千円ということで、その差の4,900千円を減額するものでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

非常に難しいところがあって、こういうロングスパンでストックマネについては、国、県に補助をお願いしているわけでございます。5年間で120,000千円の予算をお願いしておりますが、毎年40%前後のお金しかおとりてこないんで、その問題の2,800千円しかないですよ。補助金というものは、29年度についての2,800千円というのは確保ができていくということで判断してよろしゅうございますか。

○町長（武廣勇平君）

その5カ年事業というのは、農業ストックマネジメント事業を行う三養基西部土地改良区の5カ年事業であられるかと思えます。この事業については、単年度単年度事業を我々は査定をしていきたいと思っておりますし、初年度については、たしか堤地区の頭首工と前牟田地区の制水門については協議がしっかりあったと思えます。その後については一切聞き及んでおりませんし、この継続事業として債務負担行為を組む必要はないのかもしれませんが、我々として中期財政上盛り込んでいる以上は、それぞれどの箇所をやはりやっていくか、あるいは協議等、予算の要望についてもしっかりと応じていただく必要があるというふ

うに考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

先ほど私が詳しく説明いたしました5年間のロングスパンにつきましては、この補助事業が65%なんです。そうしますと、35%の裏負担はどうするのかということなんです。これにつきましては、土地改良区が17.5%、行政に補助金を17.5%お願いするという条件つきで、県、国にこれ、申請をしております。ただ、難しいところは、これだけの予算組んでも、大体40%前後しかおいてこないの、書類的にはきちっとした形で行政にもお願いをしておるところでございます。協議を町長と直接するわけじゃございませんので、担当課としますと、なかなかそこら辺については町長の耳に入りづらい面もあったかもしれませんので、今後につきましても、こういった補助事業はあと30年度で3年目でございますので、よろしく予算の補助金のほどをお願いしたいということで思っておりますし、また、行政には予算要綱というのがあると思います、補助金要綱。それにはきちっと載っているであろうと僕は思っています。そうしますと、それなりの、この補助金については、5年間は僕は担保されているもんと思っておりました。ただ、金額の変動はございます、毎年。県、国の補助金が何%おられるかという問題がネックになってくるので、その都度また担当課にお願いをしていくということで御理解をいただければなというふうに思っております。今後ともよろしく町長お願いをしたいというふうに思っております。

○町長（武廣勇平君）

この土地改良区の予算と堤地区を含む農水関係の予算については、私は非常に問題意識を最近持っております、補助金という名で流してはいるものの、先ほど言われました、課は把握しているけれども、実際そのように執行されていないというような事案が多数散見されました。これは、農地・水堤協議会の事業だけでなく、その他の事業、ほたるの会という団体がございまして、そこにほたるの育成の事業の予算が流れていると聞いておりましたけれども、実態は草刈りを行っていたらしいというようなことであったり、また、ため池につきましても、当初、地区から要望をいただいていた額で1億円と聞いておった設計が2億円にいつの間にかなっているというようなこともあり、もちろん議員は課長を中心に課には言っているということはあるけれども、私自身がちゃんと把握した上で、しっかりとつぶさに中身を見た上で、今後については、補助金、委託費については考えていくべきだという立場を、今回の大きな不祥事を踏まえて、私として方向性を原課にも投げております。その上で、土地改良区からさまざまな御要望があつてしかるべきだったというふうに思いますが、予算書ができ上がる一日前に御来庁されましていろいろ、こう言われましたけれども、そのときの話もちゃんと今後しっかり我々が求める資料等を提出し協議に臨むということでありましたが、それ以来、一切私のところにお見えになって中身についてのいろいろ意見交換ができない状況が続いておりますので、ストックマネジメント事業についてもそうですが、堤地区の頭首

工と前牟田地区の制水門の改修以外にどの範囲までその土地改良区が計画をされておられるのか、その点は把握する必要ありますし、ペーパー上で倍額の予算を土地改良区に要求されても、ちょっと違和感しか感じない状況でございますので、やはりここは真摯に予算づけを考える以上では協議を、商工会とも我々も、土地改良区とも我々もしっかり臨んでやっていく必要があるなというふうに考えているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

町長言われるように、私は土地改良のことの質問しかしておりませんので、このことについては、2年前にきちっとした形で、県の農林、それから土改連等々を地域に呼んで、こういう事業をやりますということで、きちっとした形で毎年、どこをやる、どこをやるということはきちっと報告をしておるつもりです。その中で、120,000千円かかりますよ、補助金をお願いしますよという申請をしております。これ、途中でとめるわけにはいきません。また、協議は、町長言われるようなことでしていかざるを得ない部分が出てくると思います。歳出について厳しくされる町長の意図は理解します。

ただ、この流れは5年間でのロングスパンの中でもう決まっておつとですよ、何の事業をするということは。それ以上にはこの補助金使われませんので。そういうふうになっています、stromaneについては。だから、この4,900千円の中については40%しかおいてないので、こうなるでしょう。しかしながら、今後については、やっぱり町長の判断もあると思うけれども、やはり農業団体を今後どうしていくのかという問題が大きく後ろに出てくるわけですよ。今の農業情勢を見ますと、先の見えない農業情勢になっています。減反奨励金が29年度で終わりました。大変農家の方は今後苦勞をされます。そうすると、大型農業になってくると、相当な金額になります。そういったことも含めたところで、やっぱり農業団体ということも後ろにおられますので、土地改良は事業としては、償還業務、維持管理、2つしかございません。その中で、やっぱり維持管理の中で、どうしても制水門についても揚水ポンプにしても、これもう点検の時期が来ておりますので、そういったことに事業をしていくということで、県、国、それから行政にも、これは報告はいたつとるはずですよ、きちんと。もう決まっていますから、ほかには使えませんので。そういったことも含めたところで、今後、町長にも説明をせろということであれば、またきちっとした形で説明もしますし、今後、30年の予算についてもよろしくお願いをしたいと、これは僕はお願いをしていますので、よろしくお願いをしておきます。

○町長（武廣勇平君）

さもここで我々が説明を受けたような表現でされますが、ペーパー上のやりとりじゃないですか。しかも、倍額要求をされたかと思えば2分の1の要求におさめてみたり、私からすれば判断のしようがありません。今問題になっているのは、農水の予算で各地区と担当課の中で処理していたことが、実際は住民に全く知らせず、関係者に知らされず問題になってい

たということを受けて、補助金についてはしっかり私自身が責任を持って見ていく必要があるということをお願いしているんです。ですから、私と協議に臨まざるを得ないというよりも、臨んでいただかなければ私の方針は変えないつもりですし、そうしなきゃいけないことが目の前にあるにもかかわらず、それをわざわざ避けてこの当初予算にまで時間が過ぎてしまったことをぜひ反省していただきたいなと私は思います。

今回の件をどのように考えるかということなんです。担当課に任せて、住民団体にお任せしていた案件が、実際、住民に全く周知されず、それが誰も責任をとらない形で今現在に至っていると。同じことが言えるんじゃないですか、ため池についても。協議は、農業用施設、一丁目一番地じゃないですか、土地改良区の。農業施設の施設改修、あれが農業用施設じゃないとするならば、防災上、安全でないの、私どもは埋めるという判断をします。土地改良と協議をした上で、費用負担についてはぜひ協議をさせていただきたいと言ったにもかかわらず、そこは担当課も土地改良区も全く音信不通な状況だとすれば、それは問題だというふうに私は思いますし、ぜひ商工会さんも社会福祉法人の社会福祉協議会の局長さんも、商工会の会長さんも、予算を要求される際に足を運ばれますよ。こういった内容かつぶさに事務方をつけられて説明してください。私が問題意識を持っている点はこの間お伝えしました。暗渠排水についても単価が上がっている、この理由をちゃんとお示ししていただかなければいけませんねと、これは補助金に対する不信感を私が持っていますので。それと加えて、今申し上げましたストックマネジメント事業についても、将来どのように、どの部分を改修計画をお持ちなのか。また、この間るる応接室でお話したとおりでございます。この点についてしっかりと協議の場を持っていただく必要があると強く申し上げて私の答弁とさせていただきます。

○7番（吉富 隆君）

私はため池の問題等々について町長とはお話をさせていただきました、これは、当然。これ、補助事業によるものであって、補助事業はどういうふうに使いかと、これ、受益者負担、20%になっています。そうでしょう。そうしますと、土地改良に金を出せということであったんですけども、僕は、土地改良に金があるとするならいいんですけども、金ございません、はっきり言うて。なしかと言うと、事業主体じゃございません、土地改良は。賦課金によって維持管理をしていくということなんです。そういうことも含めて町長とも話をさせていただきました。ただ、町長の考え方と私の考え方とのギャップが大きいということなんです。ストマネについても、これ、計画を持たないとおりにきませんので。

ただ、町長が理解に苦しむと言われるのは、120,000千円を5分の1で割って幾らということでは予算要求をいたします。予算への決定がぐっとおくれます。それが40%前後になっています。だから、それが確定したところで17.5%をお願いを今しているところです。町長に直接ということでは我々できないんですよ。担当課があるので、担当課通して、担当

課から起案が上がって町長が決裁されるものと僕は思っていますので。そいけん、今後についても町長が協議をなさいと、ことしについては何と何と何をやりますよということはまだ決まっていますので、すぐ出せます。そういったことも含めて、歳出について厳しゅうされるのは、これはいいことだと思いますよ。しかしながら、この5年間ワンストップというのはもう決まっていますので、これを今後予算がつかないということであれば、これはもう問題ですもんね、私はそう思っています。私も農業団体の代表ということで理事長を仰せつかっております。ただ、理事長けん何でんできるかということ、全然違うんですよ。土地改良の理事長というものは、15人平等責任になっていますので、何かあればすぐ理事会開かんといかん。理事会を開いて、理事の皆さんの了解とらないと、書類一つ出せないんですよ。そういうことはきちっと僕はやっています。今、町長から言われたことも提出をさせていただいておりますけれども、なかなか町長もこれ一つにかかっているわけじゃない、忙しい体ということもわかります。協議する時間もなかなか難しい面もある。そういったことも含めて今後についてはきちっと町長が言われるとおりに、協議しましょうということであれば協議しますよ。そういうことで、お願いを僕はしよつとけん、町長よろしく願いしておきますよ。

○町長（武廣勇平君）

あのですね、この場に及んでそういうことを言われてもですね。まず、早い段階でそういうことに応じていただきたいということを申し上げたいと思います。

事ここに至って私が思うのは、ストックマネジメント事業の話ばかりされますが、ため池についてもフォアスについてもそうです。事業団体であって、農家から賦課金をいただいているのに、人件費の補助も事業費についても、全部町持ちだと、税金を拠出してやっているという状態が続いて、事業団体の存在意義というのは、そしたら、どこになるんですかということもお伝えしたはずであります。事業団体としてしっかりと運営していく上では、やはり双方協議で、農業用施設の改修等が必要であれば負担割合をどのようにするか、妥結をして予算書が初めてつくられると、私はそういうふうに理解しておりますので。妥結をせずに、ペーパーは渡したと。私が場を求めているのにもかかわらず、紙は渡しておったと言われても、そこは私として、合意ができていて、コンセンサスがあったというふうには言えないものだというふうに思いますので、ぜひとも再度申し上げますが、協議の場を開いていただいて、そこでコンセンサスをしっかりとつくった上で予算には臨んでいただくように。過去の農地・水の協議会のような、住民のコンセンサスなく予算が動いていたというようなことを繰り返さないためにぜひお願いを申し上げます。

○7番（吉富 隆君）

ぜひ町長の要望にお答えをしてまいりたいというふうに思います。私はストマネのことしか質問してないんですよ。直接、農家にこれ影響が来ますので。その辺については町長も理解をしていただきたい。ペーパーは渡したやんねと。町長と約束はペーパーを渡してくれ

ということだったから僕はやっているんですから、そのペーパーについて町長が、あ、これじゃまずいよということであれば予算つかないということで、約束事ですから。フォアスの件を今言われるんだけれども、フォアスについてはいろいろな問題等々ありました、議会でもあった。最終的には妥当であったと締めくくられております。まだこの問題についてもいろいろ残っている部分もあるけれども、国の会計検査、3日間異例です。何の書類的には問題ありませんでした。だから、いろいろな問題も町長お考えと思いますが、それは協議をということでございますので、協議はぜひ町長の時間に合わせて僕も時間つくりますので。町長忙しいけんですね、何日の何時となかなか約束できんでしょうが。そいけん、きょう言うてきょうということは僕もできない。だから、町長が、2日か3日前に、何月何日の何時にこういう協議をしましょうと、どういう書類出してくださいということであれば、きちっとした形をとらせていただきます。

○町長（武廣勇平君）

それ、今初めてお伺いされているような顔をして言われていますが、私は言ったはずですよ。フォアスについて、単価の設計単価が130千円から230千円に上がり、最終的に堤地区が260千円になっている理由が、理事長がそのメーカーの方に下げたり上げたり指示をされたとおっしゃっていたので、それであれば、そういう形でちゃんと報告をくださいということをおっしゃったので、申し上げましたし、この点については、紙で渡されたときに、町長の申し上げるとおりに紙をつくりますと書いてありましたので、私が申し上げるとおりにつくられても困るんですよ。土地改良区がどういう回答を正式にされるか、その点を確認するためのペーパーを求めたということでもありますから、何かこう一つ一つかみ合わないんですけれども、やはり場をちゃんとつくって合意に至る、そのことが非常に重要だと私は思っています。

○7番（吉富 隆君）

だから僕はね、町長が時間をつくってくださいよと、二、三日前に、何月何日の何時ごろにということであれば協議しますと言いつつあななですか。（「いや、それはあなたが求めることでしょう」と呼ぶ者あり）これって私が求めんばですか。（「要望団体が要望を求めるのが一般的でしょう」と呼ぶ者あり）いや、その問題についてはフォアスの件ば言いよんさつですもんね。単価の問題ば言われる。積算根拠というのはきちっとありますから、積算根拠のペーパーで出してあります。だから、そういったことはお互い、かみ合わんとするのなら、町長と協議をするよりほかなかじゃなかですか。ですね。そうでしょう。そいけん、僕はしますと言いつけん、つくりますから。それをつくって協議をしないと前に進まんじゃないですか。

ただ、私は今の質問は、この4,900千円のマイナスの要因をお尋ねしよるだけであって、これについては、今、小野課長から説明があったから理解しているんですから。それはぜひ協議をさせてくださいよ。何だかんだ僕も言う気もないし、それは町長の立場でも、全部が

全部理解はし切らんかもわからんけれども、ある程度の理解は僕はしますよ。そういうことでよろしく願いをいたしますということでございますので。

以上で……

○議長（寺崎太彦君）

もうよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

それでは、8ページをお願いいたします。

8ページの一番上のほうですが、民生費負担金の保育所入所負担金が3,100千円減になっておりますけれども、これは、当初予定されておった入所が随分と減ったということかなというふうに受けとめておりますけれども、じゃ、今までは待機児童がないというふうに伺っておったと思いますが、じゃ、待機児童も出てきたんじゃないかなという心配もちょっとするものですから、その辺の説明を、まずお願いいたします。

それから、今度はその下、放課後児童健全育成事業負担金が575千円上がっております。その反面、今度は、次のページ、9、ごめんなさい。さっきはごめんなさい。6ページでしたね。8ページの国庫支出金の目の2. 教育費国庫補助金の節のところの一番下、放課後児童育成事業補助金が644千円減、それから、次の11ページの県支出金のところでも、この放課後児童関係については969千円の減となっておりますが、この辺はどういうものか、説明をいただきたいと思います。

それと、もう一つ、この辺の関係では、もとに戻って6ページ、目の3. 教育使用料の中で町民センター使用料が450千円減になっておりますが、これも、当初の計画から何かが外れたからこそ減額になっていると思いますが、どういうのが外れて減になったのか、その辺をまずお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○住民課長（福島敬彦君）

大川議員の御質問でございます。

6ページ、民生費の中の児童福祉費負担金の減額3,100千円の件でございます。

先ほど議員おっしゃいました待機児童の件でございますが、待機児童は出ておりません。もう御存じのとおり、29年度の4月1日からかみみね幼稚園さん、それと、ひかりこども園さんが認定こども園に移行をされております。その関係で、まず、認定こども園というのは、今度認定こども園化されまして施設型給付ということになりまして、1号認定の方に関しましては、認定こども園そのものがこちらの負担金ですね、要するに保育料でございますけど――を徴収するということになりましたので、そういった件を含めて、まず最大限のところ、認定こども園の運営というのが4月1日からになっておりましたものですから、予算を計上する際に当たりましては、その前年の12月ぐらいに予算を立てますので、そのときに最

大限の数字を持っておりました。その関係で、一応3,100千円の、要するに見込みがちょっと減であったという形で待機児童等が出たから減額というようなことではございませんので、その辺よろしく願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の御質問、放課後児童クラブの件でございます。

まず、最初に御質問いただきました6ページの保護者の負担金、そして8ページの国の補助、さらに11ページの県の補助金というつながりについて御案内をさせていただきます。

まず、放課後児童クラブの運営費につきましては、保護者から負担金をいただきます。それを差し引いた残りを、国、県、町で3分の1ずつ負担をいたします。そのときに、御質問いただきました、まず6ページ、こちら575千円の増になりますが、こちらは、当初予算のときに保護者の申し込みは少な目に算定をしておりました。80名で算定しておりました。実際には92名が全体でお預かりしておりますので、その分の差額が保護者からの負担金ということで増額になります。

逆に今度、国、県の補助のときは、うちの定数120名、満額の運営費について算定をして補助金の当初予算を組んでおりました。これも確定し、92名分の運営費ということで、今度は逆に、運営費は減額になりますので、国、県の補助金が減額となります。

さらに、国と県で少し差があります。これにつきましては、国は先に概算で補助金を出してまいりまして次年度に再度精算しますので、8ページの国の補助と11ページの県の補助で差額が出ている分は、国の分が次年度に再度調整をさせていただくという仕組みになっております。

以上、よろしく願いいたします。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

予算書6ページの12. 使用料及び手数料、1. 使用料、3の教育使用料、節1の教育使用料、町民センター使用料、減額450千円についてです。

これは、町民センターのホールのほうを昨年3月からエアコンの改修工事に入っておりまして、それで、工事は入っていたんですけども、使用を昨年6月1日から9月14日までを工事期間として利用ができなかった関係で減額をさせていただいております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

次に行きます。

今度は11ページの県支出金関係で目の4の中の節の農業費補助で上から3番目、多面的機能支払補助金が5,277千円減額、それと、今度はちょっと飛びまして、28ページ、農林水産業費の中で、これは目の3. 農業振興費の節の19. 負担金、補助関係で多面的機能支払補助7,119千円減、その下、償還金、利子及び割引料のところ、今度は、多面的機能支払補助

金返還金4,304千円上がっていますが、この件についてもう少し詳しく説明をいただきたいと思いますが。

○産業課長（小野清人君）

まずもって、歳入の分の11ページでございます。

県支出金、農林水産業補助金の中の多面的機能支払補助金の△の5,277千円でございますが、この点につきましては、平成29年度の大字堤地区への交付金を予定しておった分が、大字堤地区が事業をされなかったことで5,277千円の歳入の減となっております。

それに付随したところで、28ページの歳出の分の19. 負担金、補助及び交付金の、これは、先ほどは、国、県分の補助金でございます。これにプラス町の分の交付金加わった分がこの金額でございます。ですから、先ほどと同じ理由でこの分が減額になるということでございます。

それと、その下の23. 償還金、利子及び割引料の件ですが、この件につきましては、大字堤地区の平成28年度分、もういただいた分の交付金を総会等を開かれてないということが判明いたしましたので、実績ゼロということで、国、県のほうに報告をいたしております。その件で、国、県からの交付した金額の返還命令が来ますので、その分を計上しているということでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

この関係については、先般からいろいろと問題になっておりまして、新聞報道等もあっておりましたですね。それから、議会と担当課との協議といいますか、聞き取り調査といいますか、そういうこともやってきておったわけなんですけれども、なかなか、新聞に報道されたのが、たしか1月10日の時点だったと思いますけれども、それ以後、どういうふうに進捗しているのか、皆目私たちには見えないわけなんですけれども、その後、解決に向けての進捗は、先ほどは年度ごとの事業をやっていないから減額、あるいは返還したということでの今回の補正予算に上がっていますが、もともとの解決するための進捗度合いが今現在どういうふうか、もしお聞かせいただければお願いしたいと思いますが。

○産業課長（小野清人君）

先ほども申しあげましたとおりに、28年度事業についてはゼロで報告をいたしております。それをもちまして、1月10日でしたか、1月中旬ということで御勘弁願いますが、鳥栖警察署のほうに告訴状を今提出しておる状況でございます。これは新聞等にも掲載されましたので、御存じのことだと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

じゃ、もう今のところはもう警察のほうに告訴しているということで、その進捗について

は、もう司直の手に委ねているから、なかなか示しはできないということですかね。そこだけちょっとお願いします。

○産業課長（小野清人君）

はい、そういうことでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

もうよろしいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

7ページの国庫支出金ですけれども、4の施設型給付費負担金で25,000千円減額ですかね。それと、それに関連をして、15ページの県支出金の同じく施設型給付の負担金の中で減額の14,000千円ですかね、これの中身についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。これ、支出も関連があったのかな。まず、とりあえず歳入のほうからお願いいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

碓議員の施設型給付に関する御質問でございます。

先ほど全体的に見まして、保育所の入所負担金等にもかかわってきます。先ほど申しましたとおり、平成29年4月1日より2園が認定こども園になっております。その際、施設型給付ということで、以前は保育所の運営費負担金という形になっておりました。この区分の名称を変更しまして、施設型給付国庫負担金という形に変えております。この変えた理由というのが、1号、幼稚園の部分につきましても、本来、今までは幼稚園そのものが保育料を取るといった形をとっておりましたけど、施設型給付に変わって、以前からあります運営費というような形で施設型給付をするという形になっております。このときも、ちょっと予算の計上上、ちょっと早目に予算を立てなくてははいけませんでしたので、そのときにはもう定数というのは大体確定しておりましたので、その定数、要するにもう限度額いっぱいを組みさせていただいております。しかし、4月1日、入所当時は、やはり初年度でございまして、まだまだ全部が埋まっているという状況ではございませんので、そういった形で、29年度は一応、国庫負担、県が3分の1になりますけど、で、次の県費のところはまだ触れまして申しわけございませんが、その国庫、県費に対しては、実績の額に合わせたところ、見込み額に合わせたところの減額ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

いわゆる今回のこども認定園に切りかわったということで、給付費の給付の手続といたしまして、そういうこと等で、定員の関係もございましょう。そういうことで、給付の窓口といたしまして、そういうやつは変わったということですかね。

○住民課長（福島敬彦君）

議員おっしゃるとおりでございます。給付の体制が変わりました。ということで、一応、今年度の実績を見まして、30年度はほぼ今年度の実績の見込み並みということで運営ができるんじゃないかということで思っておるところでございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

もう一点ですけれども、11ページの土木補助金の耐震診断事業臨時補助金の減額の225千円、それと、それに関連して、歳出のほうで、31ページで耐震の△の750千円ということで事業費の補助金が減額になっておりますけれども、いわゆる耐震補助の申請がなかったということですかね、実績がなかったというふうにとっていいのか。そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま碓議員の御質問のお見込みのとおりで、3件の補助をいただくように申請しておりました。問い合わせが3件ございましたけれども、実際、申請が全然なかったということで減額の補正をしております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

耐震診断の申請が3件あったけれども、最終的には正式手続がなかったということですかね。次年度については、これの計上は予定をされていけますかね、どうですかね。

○建設課長（三好浩之君）

先ほどの件ですけれども、まず、補正の減につきましては、問い合わせの電話はあったんですけれども、申請がなかったということでございます。

新年度につきましては、10件の診断の予定と、あとそれに加えて、診断をされた方に対する設計費の補助及びその方がまた改修工事をされるための補助ということで、3事業についての計上を予定しております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

次に、24ページをお願いします。

24ページの目の1. 児童福祉総務費の19節. 負担金、補助のところ、障害児保育事業補助、あるいは延長保育事業補助、あるいは一時預かり事業補助金がそれぞれ、5,300千円、2,030千円、6,050千円と、なかなか大きい数字が減額になっております。先ほどの説明では実績による見直しというようなことでありましたけれども、余りにも数字が大き過ぎるものですから、ほんなこてしよったとかいというような思いもちょっとなきにしもあらず。その辺

ちょっと御説明ください。

○住民課長（福島敬彦君）

大川議員の御質問でございます。確かに減額、大きゅうございます。

御存じだと思いますけど、障害児保育事業につきましては、まず、本来、以前からの障害児保育は療育手帳を持った方等を障害児保育という形で見ておりました。しかし、6月の議会の折に、グレーゾーン、要するに障害児であるかどうか、ちょっと判断になかなか、療育にまではいかないが、障害を持った、保育が必要であろうというような方たちにも補助をしましょうという形で整備をしたところでございます。その中で、整備はしたもののなかなか壁が厚くて、補助を受けるためにはどうしても医師の診断というのが必要になってまいります。なかなか親御さんたちは、やはり自分の子供さんを障害であるというのを認めたくないという気持ちも当然にしてあられると思いますので、そういったことでなかなか申請が上がってきていないという事実が実際この部分にはあります。

しかしながら、園のほうから見れば、やはりこの子にはもっと少しちゃんと配慮が必要な子供さんであるであろうという、この前もちょっと園長会を開きましてそういった情報収集をしております。どういった形でその子供さんを今後見ていくかということも今後は協議をしていって、なるべく差しさわりのないような形で見ていくという形を来年度もとっていきたいというふうに考えております。

次の延長保育に関してでございますが、延長保育も29年4月1日から実施をした事業でございます。保育所整備事業にあわせまして延長保育事業のほうもそこで1つ上がってきた事業でございます、この件に関しましても、まだ延長保育の実績がその当時は見込まれてはおりませんでしたので、実績による減ということでこれは御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、次の一時預かり事業の補助金でございます。

一時預かり事業につきましても、今、かみみね幼稚園さんのほうで実際、一般型をやっていただいております。一時預かり事業も初年度でございまして、広報等はずっと私ども、または園のほうでも、町内3園のほうで、どこの園の方でも一時預かりは可能ですので、そういった広報活動もやってはおるところでございますが、まだちょっと初年度でなかなか浸透がしていなかったという面もございます。つい最近、園長会開きまして、実際、現在の状況はどうでしょうかということで尋ねております。現在はかなり一時預かりが多くなってきたということを伺っておりますので、今後の事業に対しては期待をしているものでございますので、新年度としては、これを踏まえて予算化を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

大体、今現在の評価といたしますか、どこの市町も子育て支援、一生懸命やっていますよね。その中でも特に上峰は、よりその辺についてはいろいろな面で一生懸命取り組んでもらっているという評価をいただいている。その中で、今のようなこともやっぱり親御さんとしては望まれていることには間違いないと思うわけですよね。ですから、せっかくこれくらいということで予算組んでしたならば、ぜひそれが実施できるように、さっき課長からもあったように、今後については十分、啓蒙、PRを重ねてもらって、その辺の取り組みをより充実をさせてもらいたいということをお願いしておきます。

○住民課長（福島敬彦君）

大川議員ありがとうございます。もう本当、この前の園長会におきまして、もうくれぐれも、なかなか壁が厚いところとか、そういった取り組みにくい面とかが非常にあるけど、やっぱり指導者として、保育士も、子供さんの指導者であり親の指導者でございますので、そういった保育士さんたちにもぜひ保育園内のミーティング等でもそういった形で事業がこういうふうにあるんですよという形の、園内での広報もぜひお願いしたいと。行政は行政でこういった形でちゃんと助成の制度をつくっているの、ぜひ本当に緊急を要する場合、一時預かりなんかはもう特に母親が緊急に入院せんといかんとかというようなことでの一時預かりとかも対応できますので、そういったことで対応をしていきたいというふうに考えているという旨も今後も広報を通じまして、広報とか、いろんなホームページ等を通じまして周知をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○8番（大川隆城君）

次に、29ページ、土木費の目の2. 道路維持費の節、原材料費が220千円減ということで上がっています。

それと、同じく目の3. 道路新設改良費の部分の節の15. 工事請負費の残が950千円上がっていますよね。そうすると、今現在まだまだ町内の道路が傷んでいるというのは、もうどこからでも聞こえてくるわけですよね。新年度はもちろん道路改修に力を入れるということで予算を組んであるようではありますが、今回こういうふうで残額が、項目は違うけれども、1,200千円ほど出た。それを落とすじゃなくて、今、もう予算的にはあるわけだから、それを利用して、その1,200千円、1,300千円の範囲でもいいから、補修なりなんなりをするように予算を有効利用した方がいいじゃないかと思うけど、その辺、どぎゃんでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうから質問いただきました。

まず、原材料費の分につきましてはですけども、原材料費につきましては、レミファルト、あと凍結防止剤とか、そういったものを毎年購入しております。そういったものに関しましては、何分にも保管する倉庫というのが必要でございまして、その倉庫が今ちょっといっぱいの状態になっていまして、購入してもちょっと置くところがないということで、原材料費

に關しましては、一応、今、ストック分で足りると、3月いっぱいです。ということで減額
のほうをさせていただいております。新年度につきましては、新たにまた予算化をしており
ますので、足らなくなったら新年度のほうの予算でまた購入をしていくということで、原材
料費についてはそういうことで考えております。

工事請負費のほうの950千円でございますけれども、こちらにつきましては、大川議員
おっしゃったようなことも十分わかりますけれども、入札減ということで一応今回上げさせ
ていただいております。予算編成、補正予算の編成終わった後2カ月ぐらいの期間しかござ
いませぬので、その中で設計をしてやっていくということになると工期的にも難しいものも
あるかとございます。あと950千円という金額でございますので、面積的にもさほど広くで
きるような金額でもございませぬので、これにつきましては、すぐに対応するような場合が
あれば、2カ月間ほどちょっと待っていただいて新年度のほうで対応をしていくというよ
うなことで考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、課長から説明いただきましたが、それでは、新年度に向けて、先ほども言いましたよ
うに、改修関係についても予算を組んであると思いますから、新年度の最終あたりには全額
使うというふうな、残すことなく全額使うような設計なりなんなり、延長なり延ばすなりし
てぜひやってもらいたい。それは何でかという、先ほども言いましたように、まだまだ町
内の道路は悪いんですね。どこ行っても、道路のほげとるなんとかとよく聞くもんですか
ら、余計にそういうふうなぜひやってほしいと思っていますので、よろしく願いしておき
ます。

じゃ、次行きます。

今度は33ページ、ここで目の8. 施設整備費等々が上がっていますが、実際ここに予算で
は上がっていませんが、ちょっとお尋ねしたいのが、小学校ですね、小学校の北から入っ
ていく入り口の土手のところに、以前はツツジがずっと植栽されてありました。それが今はも
う伐採されてしまっていますよね。そうすると、あれがどういうことで伐採されたか。私は
当然、あの後に何かを整備する予定があるからこそ伐採されたんだろうと思っていました
が、その辺をまずちょっとお聞かせください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま大川議員のほうから御質問いただきましたのり面の伐採でございます。こちらに
ついては大変申しわけなく思っております。まずもって、おわびしたいと思います。

実は、あそこ、ずっと竹やぶとか、たくさんもう繁茂しておりまして、蛇、特にマムシが
出るという情報をいただいております、そこできれいに竹やぶとか、そういうのを伐採と
いうことで、当初、計画をしました。そのときに、そこにありますツツジにつきましては、

剪定ということで計画をしておりました。大変そこを申しわけなかったのは、私の指示のやり方が大変申しわけなかったと思います。剪定を、枝をすばっと切るところの指示が、すばっとイコール全部切るみたいなふうに大変申しわけなかったんですが、伝わってしまったようでございまして、根っこというか、地上から20センチぐらいのところの剪定の予定だったのが伐採ということで全部切ってしまいました。これにつきましては、もう大変申しわけなく思っております。ここでも、おわびさせていただきたいと思っております。

今後の活用につきましてですが、今あそこに、忠魂碑のところに桜をまた植えていただいております。あれが大きくなってきておりまして、先日、御相談をいただきまして、桜をそこに植えていただけるというようなお話もいただいております。これについて、今後そういうことで、あのり面の活用について地域の方とまた協議していきながらやっていただきたいと思っております。本当、地元の方には大変申しわけないことをしたと思っております。重ねておわび申し上げます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の、指示がきちんと伝わってなかったから切ってしまったて、課長がそういう答弁して、もう残念ですね。あそこは、課長だけに限らず、教育委員会の人はずっと小学校等、行ったり来たりいつもされていますよ。そうすると、例えば最初に伐採したのはおかしいじゃないかという話はすぐできたはずなんです。ツツジがね、そりゃいろいろあったにしたって、大きくなったにしたって、あれだけ大きくなるまでは結構な時間かかっていますよ。それをいとも簡単にね。あれ、きれいな花咲きよったでしょうが、御存じのとおり。だからもう、根っこから切ってしまうのもったいない。だから、樹木管理費も組んであるんですけど、さっき言われたように、剪定なりをきちんと計画的にされておったなら、ああいふことにならなかったんじゃないかというふうにも思うわけですよ。それで、今後は桜を植栽ということで計画しているということでもありますけれども、そうすると、それをするまでには、今おっしゃるように、根っこが残っていますよね。あれもまた伐根をせんといけんでしょうけれども、それは、桜の植栽をされるときに一緒に工事費に組んでするわけでしょう。伐根、まだ別個にしたりしてからまた植栽するか、その辺は、多分なかろうと思うんですけど、念のため、どぎゃんですか、どういうお考えか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御質問いただきました伐根、残っている分を掘り起こすかという御質問と思っております。

そこについては、今度は逆に、根をそのままツバキを殺してしまうと、のり崩れをするというふうに考えております。そういうことで、あの根はこのまま生かして、また再度芽吹くの待って、のり面の補強、保護の観点から残していきたいというふうに考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

残していきたいと言われるが、先ほどは、桜を植栽する計画という話じゃなかったですか。それもし、桜と計画的に両方混合ということでのことか、それとも桜だけ植えるならば外さんといけんじゃないかなという感じがするけど、その辺どうですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。

スペース的には桜を植えるスペースはまた別にのり面の上のほうございましたので、そちらのほうに桜は植えていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

じゃ、ツツジは今、伐採した残り、根が残っているのはそのまま今後も生かしていくということですね。なら、何で切ったと言いたくなるんですね。

それと、もう一つ、桜の話が出たからまたちょっと確認の意味でお聞きしますが、今度は小学校のグラウンドの東側に桜の木ずっと植栽してありますよね。結構大きくてきれいに咲いていましたね。この前ちょっといろいろ話を聞いたもんですから、ちょっと行きました。そしたら、大分大きな枝をばっさり切っておりますね。その切った後に、大体は薬品ですか、防腐剤というか、するべきだろうけれども、してなかった。大体もう皆さん御存じのとおり、「桜切るばか梅切らぬばか」と言われるとおり、桜はあんまし切るもんじゃないよということはもう皆さん御存じと思うけれども、もうやむを得ず切ったなら、後の腐れが入らないようにきちんと処理をせんといけんじゃろうけど、今現在まだそのまんま。あれはどうですか。もしあれが、今度、枝打ちして、したのが原因で仮に全部枯れたとしたらどうします。その辺いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

桜の枝の伐採についても大変申しわけなかったと思います。本当、知識不足で申しわけなかったと思います。その後御指導いただきまして、今は防腐剤というか、薬品を塗りました。先日、地元のお店から薬品買って、私どもで枝のほうに全部塗ることができました。今後またその状況を見ながら丁寧に維持管理していきたいと思っています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そういうふうな処置をされているならよかったんですが、最後にもう一つ確認のためお聞かせ願いたいと思いますが、とにかく今お話したツツジにしても桜にしても、小学校用地内にあるわけですよね。そうすると、小学校の最高責任者は校長先生、そうすると、小学校の範囲はやっぱり校長の管轄下にあると思うわけですよ。その上に教育委員会という形がある。そうすると、例えば小学校敷地内のかれこれについては、やはり校長が責任持って、これを

どうするこうするというふうに判断されると思うわけですよ。そうすると、それは、例えば今の伐採にしても、枝打ちにしても、学校長あたりと教育委員会と十分協議をされた結果で双方了解のもとでされたものかどうか、その辺いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

その件についても御案内をいたします。

こちらのほうは、維持管理の予算につきましては、学校の事務のほうの、小学校の予算でさせていただいております、私ども、事務方と小学校の事務のほうの先生とは現場を見ていっていろいろと相談をしました。ただ、私が直接、小学校の校長先生とお話をするということをしておりませんでした。そういうことで、事務同士でお話をしてしまいましたので、小学校の校長先生には、後ほど書類だけが通っていき、大変また申しわけなく、迷惑をかけたというふうに思っています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

何か聞きよると、その辺の連絡ですか、全然徹底してないようですね。やっぱり行政サイドは、町長部局は町長に報告をして、最終判断は町長がということで流れていくでしょうし、教育委員会は教育長がトップでということである。そうすると、やっぱり学校の関係の長は校長先生、あるいは事務長さんも、校長の意思といいますか、考えを受けて交渉というか、そういうこともされると思うけれども、それが全然なくて一方的にとなったら、やっぱりもう後から何しよっとかいという声が出てきても、それはもうやむを得ないというか、だめなことですよ。

実を言うと、今お尋ねしたことも、それらしいことが聞こえてきたもんだからお尋ねしているんですよ。だから、もうせつかく、さっきも言いましたように、木が1本大きくなるのも、それは1年、2年じゃならない、5年、10年かかってなるのがほとんどですからね。そういうやつも、どうするこうするは十分関係者は協議して、その双方合意の上でという形をぜひやってくださいよ。そうせんと、何かこう、今のを聞いておけば、指示が悪かって切っけしもうてどうのこうのとかね、もう後追いの釈明ばっかしじゃ、あんまし聞きたくない。ですから、その辺は、もう言うまでもなく十分協議を重ねられて、そして、最終的に、じゃ、これ行きましようよという合意のもとでやってほしいと思います。お願いしておきます。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

重ねて本当に申しわけございませんでした。今後、小学校、中学校、いずれも、校長先生、全員の事務方、皆さんとコミュニケーションをとりながら進めてまいります。本当に申しわけございませんでした。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（原田 希君）

今の関連ですけど、私も学校関係は、今回は剪定、伐採のお話だったんですけど、学校関係に関しては、もう以前からきちっと現場の皆さんの意見をきちっと聞きながら優先順位をつけてということを書いてきていますので、再度私のほうからもしっかりやっていただきたいということでお願いをしておきます。

それと、質問なんですけど、33ページ、一番上です。節の19. 負担金、補助及び交付金、学校給食費補助金の1,400千円、この内容の説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま原田議員からは、ページ、33ページ、教育費の節の負担金、補助及び交付金の学校給食費補助金1,400千円について御質問いただいております。

これについては、収入のほうの教育総務費のほうで法人の方から3,500千円の補助をいただいた中で、給食のほうにまた使ってくださいということで一部いただいております。これにつきましては、学校給食のスムーズな運営をとということで、要するにおいしい給食、そういう行事食、そういうところに充てていきたいというふうに考えています。これについては、また学校と協議をしながら、利用方法について協議してまいりたいというふうに考えています。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

あくまでも私は確認の意味でお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

28ページ、大川議員さんとダブるところでございますが、節の23. 償還金、利子及び割引料の中で多面的機能支払補助金の返還金の4,304千円についてでございますが、あくまでも確認ですよ。これは町が予算組んで支払いをする、返還をするという意味で理解してよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

そのとおりでございます。今回は、告訴状にも記しておりますように、大字堤協議会を名乗る団体、架空の団体、住民側から見れば架空の団体による詐取が行われたという趣旨で、この団体は認められないということでございますので、堤協議会の実績等の報告はできず、先ほど、課長は報告をしなかったと、私どもが報告をしなかったということを言われましたけれども、報告ができず、報告ができないことに伴い、補助金の返還が必要になりました。

また、28年度についても、これは返還をしていかなければいけないということで返還をする予定でございます。国、県も同様に補助金を出して、町に流しながらそこから出すという

形になっていますので、国、県の部分もお返しをしていくと、町費でお返しをせざるを得ないと。要するに、私どもは、債権というか、その分を負担する形になりますので、これについては協議会に求めていきたいというふうに思っています。

○7番（吉富 隆君）

本当にこれ、残念なことであるなというふうに思っていますが、どう言ったらいいかね、県、国の補助金だろうと思いますので、これ、返還命令か何か来ているの。

○町長（武廣勇平君）

返還をしなければいけないということを国から県に連絡が来て、県から私に直接ございました。手続的には事務方のほうで書類等のやりとりはされていると思いますが、そういう御意向を県も私に直接会いに来られてお話をされたところでございます。この協議会を名乗る団体、先ほど協議会と言いましたので、ちょっと訂正させていただきますが、協議会を名乗る団体に今後求めていく必要があるため、今回もその法的な整備をしていただくための予算もあわせて、当初予算でお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、これ、27年度の返還金ということになりますか。28年度もという……（発言する者あり）28年度ということですね。なかなかこれも、僕は、今町長説明して理解するんですが、難しい問題だというふうに思います。町にそんな責任あるのかなというふうにも思いますよね。流れ的には町長言われたとおりでと思うけれども、事実上は事業がなされていないので、これ、町が立てかえて払う、今後については町が立てかえて返還をしておいて、また地域から要求をされるということで理解してよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

地域から要求をしません。この協議会を名乗る団体から、求めていきたい。（「うん、地域……」と呼ぶ者あり）地域の皆様方は、この詐取をされたという意識であられると聞いておりまして、要望等で、当然、財物移転が起きておりますので、その財物については、我々のほうに交付をしていただきたいという趣旨でお話等を聞いておりますし、文書等も出ております。

○7番（吉富 隆君）

地域という言葉を使って大変申しわけないんですが、その団体に要求をするということで理解しておってよろしいですね。そうしないと、これは皆さんの税金で払うんですから、我々議会が承知しても、町民からいろいろな声が今後出てくる可能性があるのも、慎重にお願いをしたいというのが1点と、補正ですから、3月中に支払いをしなければならぬんですよね、執行せんばいかんですもんね、補正ですから。もうそこら辺については議会終了後になるだろうとは思いますが、要するに、4,304千円については3月いっぱい、新年度にも要求をしていくということでございますので、慎重に広報をしていただければなというふう

に思っております。

○町長（武廣勇平君）

ちょっとお尋ねの趣旨がわかりませんが、基本的にこの予算をして、措置してお返しをするという流れになります。

今後の対応については、どのような単位でそれを求めていくべきかということ等は、この資料等を要求しても領収書等がないとおっしゃっておられますし、土地改良区が一番最初は事務的に5年間ほどされておりましたが、土地改良区からも一切資料はないということでございますので、対応に苦慮しておりますけれども、法的な対応も含めた整理をお願いする用意をしながら、今後の対応を考えていきたいと思っております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

質疑がないようですので、議案第8号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第9号

○議長（寺崎太彦君）

日程第7. 議案審議。

議案第9号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第10号

○議長（寺崎太彦君）

日程第8. 議案審議。

議案第10号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第11号

○議長（寺崎太彦君）

日程第9. 議案審議。

議案第11号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

3ページをお願いいたします。歳入のほうであります、一番上の分担金関係ですね。

受益者分担金新規加入分5,400千円というのが上がっておりまして、先ほどの説明では27戸分という説明でありました。そうすると、その27戸については、どの処理区につなぐようになるわけですかね。それちょっと教えてください。

○建設課長（三好浩之君）

2カ所に分かれておりまして、前牟田処理区及び坊所処理区ということになっております。（「戸数的にわかりますか」と呼ぶ者あり）前牟田処理区が15、それから、坊所処理区が残り9件ということです。

○8番（大川隆城君）

そうすると、前牟田区と坊所区の処理場につなぐということですが、今度は処理能力的にはまだまだ全然問題ないですかね。また機能強化とかという関係がどうかなという感じもしますが、いかがでしょう。

○建設課長（三好浩之君）

今申しました前牟田及び坊所につきましては、機能強化事業を既に終わっておりまして、今のところ問題ない状態でございます。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第11号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第12号

○議長（寺崎太彦君）

日程第10. 議案審議。

議案第12号 平成30年度上峰町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。審議中の平成30年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました予算特別委員会につきましては、委員長に原田希君、副委員長に漆原悦子君を選任したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、委員長に原田希君、副委員長に漆原悦子君が選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします

ここで、委員長に選任されました原田希君に就任の御挨拶をお願いいたします。

○9番（原田 希君）

皆さんこんにちは。ただいま平成30年度予算特別委員会委員長に御指名いただきました原田希でございます。大変重く受けとめております。

現在、上峰町は多くのふるさと納税の寄附をいただいておりますが、皆さん御存じのとおり、まだまだ本町の財政は厳しい状況下にあるというふうに思っております。ぜひ皆様方の御協力いただきまして、御協力をお願いし、慎重に予算のほうを審議をしていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ありがとうございました。

日程第11 議案第17号

○議長（寺崎太彦君）

日程第11. 議案審議。

議案第17号 動産の買い入れについて。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

これの乗れる人数、乗車人数といいますかね、をちょっと教えてください。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ただいまの御質疑の案件ですけれども、一応、議案第17号がショートで議案第18号がロングのほうになるかと思っておりますけど、ちょっとまとめて御質疑にお答えしたいと思っております。

ロングにつきましては定員33名、それとショートについては定員29名ということになっております。ただし、安全走行基準のほうで設計をしておりますので、そちらによって立ち乗りというものが可能でございます。立ち乗りを勘案したところであれば、ロングで40人弱ほど、ショートであれば、立ち乗り勘案で35人程度というような形でこちらのほうでは設定をしておるところでございます。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

これはお尋ねでございますが、これ、指名競争入札で三田川ダイハツさんに決まったということでございますが、このメーカーについては町からの要望というのはなかったんでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ちょっと申しわけありません。要望というのかちょっといまいわかり、ですけれども、メーカーを指名したかどうかということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）メーカーも指名しております。（「指名している」と呼ぶ者あり）はい。

○7番（吉富 隆君）

車種のメーカーについては、これは日野になっているんですね。日野ということで指定をされたということで理解してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その指定した要因についてはどういうことなんでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

メーカー、もちろん指定をしてございますけれども、要因といいますと、なぜ指名したかという理由ということによろしいでしょうか。

まず、私どもとしては指名の条件というものを、ちょっとこちらのほうで設定をしておりますけれども、その中におきまして、予定車両の納入実績、あるいは納入が可能なことというような実績面での評価であったり、修理の際などに、大型車両の格納、あるいは部品の調達が可能であることというような条件を設けてございます。また、車検なんかの定期点検なんかも土日の対応ができること。これは、月曜日から土曜日まで現在運行をしておりますので、そういった趣旨からそういうものが対応可能ということで評価をしたところで事業者を選定しているということでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、のらんかいバス2台運行されていますよね。メーカーは三菱とどこやったですかね。同じ三菱ふそうですか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

2台、三菱のほうはたしか入っていたと思います。で、三菱と合併前のふそうでしたかね、それで今は三菱ふそうになっていますけど、2台別々の車両でございます。（「2台とも」と呼ぶ者あり）はい。

○7番（吉富 隆君）

私は何でお尋ねしたかという、非常に三菱ふそうさんの、運が悪かったかどうかは知りませんが、故障多かったですもんね、新車のときから。そういうことで、日野ということになったんだらうと僕は思うんですよ。確かにどこの新車でもいいの悪いのに行き当たる場合

があるにしても、2台悪かった、非常に。だから、日野にしてよかったなど僕は思っています。そういう理由があったんだろうなど、口には言えないけども、あったんだろうなど思っ
て理解をしておりますが。ぜひとも近くに、土曜日曜も対応できる、部品がすぐ入るとい
うようなことをございますので、慎重に扱っていただければと。今後はやっぱり乗り手によ
って1年、2年の長持ちはしますので、そこら辺については担当課の御指示をしていただけれ
ばなど思っております。よろしく願いしておきます。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はよろしいですか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第17号の質疑は終結いたします。

日程第12 議案第18号

○議長（寺崎太彦君）

日程第12. 議案審議。

議案第18号 動産の買い入れについて。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

日程第13 討論・採決

○議長（寺崎太彦君）

日程第13. 討論・採決。

議案第8号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第6号）の討論に入ります。討論はあ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論に入りま

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 動産の買入れについての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 動産の買入れについての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時7分 散会